

民主党 厚生労働部門会議 次第

1. 挨拶

2. インフルエンザの感染と対応状況について

8:05-20分

説明： 大塚 耕平 副大臣
岡崎 淳一 大臣官房長
外山 千也 健康局長
中嶋 健介 健康局結核感染症課感染症情報管理官
神ノ田昌博 健康局結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室長
佐藤 大作 医薬食品局安全対策課安全使用推進室長
安田 尚之 医薬食品局血液対策課血液対策企画官

3. 国民年金・厚生年金、国民健康保険の事業概要について

8:20-:35分

説明： 大塚 耕平 副大臣
石井 信芳 年金局年金管理審議官
梶尾 雅宏 年金局年金課長
真鍋 伸子 年金局事業企画課調査室長
外口 崇 保険局長

4. 出産一時金制度改正の概要について

8:35-:45分

説明： 大塚 耕平 副大臣
外口 崇 保険局長

5. その他

予 定

2/16(水) 8:00-8:45 厚生労働部門会議 衆 2-多目的

2/9(水) 11:00 法務・厚労・子ども男女画調査会合同（民法等改正案ヒアリング）

2/9(水) 13:00 精神保健医療改革 PT⑤（保護者制度；厚生労働省・池原毅和弁護士）

2/9(水) 14:30 雇用対策 WT②（厚生労働省ヒアリング；基金事業の成果と課題）

2/9(水) 17:00 社会保障と税の抜本改革調査会総会②（経済同友会、連合ヒアリング）

2/14(月) 18:00 障がい者政策 P T （総合福祉部会第1期作業チームにおける検討結果ヒアリング）

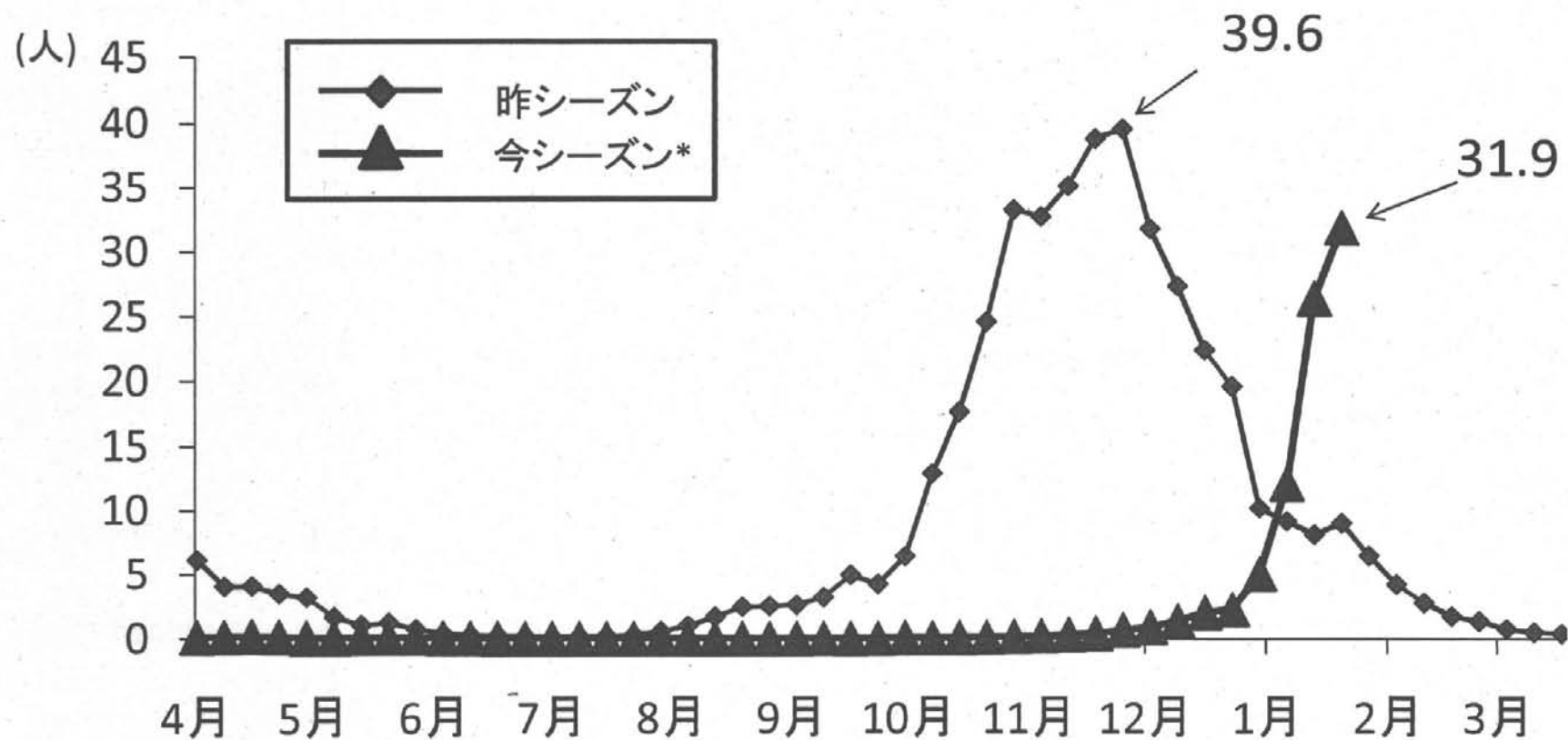
2/15(火) 14:00 雇用対策 WT③（経団連、連合ヒアリング；求職者支援法案、若年者就職・雇用対策）

2/16(水) 15:00 雇用対策 WT④（厚労・文科省ヒアリング；若年者雇用対策）

インフルエンザの流行状況①

(2011年1月30日現在)

今シーズンのインフルエンザは、12月半ばに流行入り(※)し、1月に入って流行が拡大、ピークに向かって
いる。昨シーズンは、異例の8月に流行入りし、11月の終わりにピーク(39.6)を記録した。
※全国約5,000箇所のインフルエンザ定点医療機関から報告された外来患者数が、1定点あたり1以上(1週間に1人以上
のインフルエンザ様患者が受診)になると、流行が拡大。



* 平成22年3月29日から平成23年1月30日の報告まで / 厚生労働省

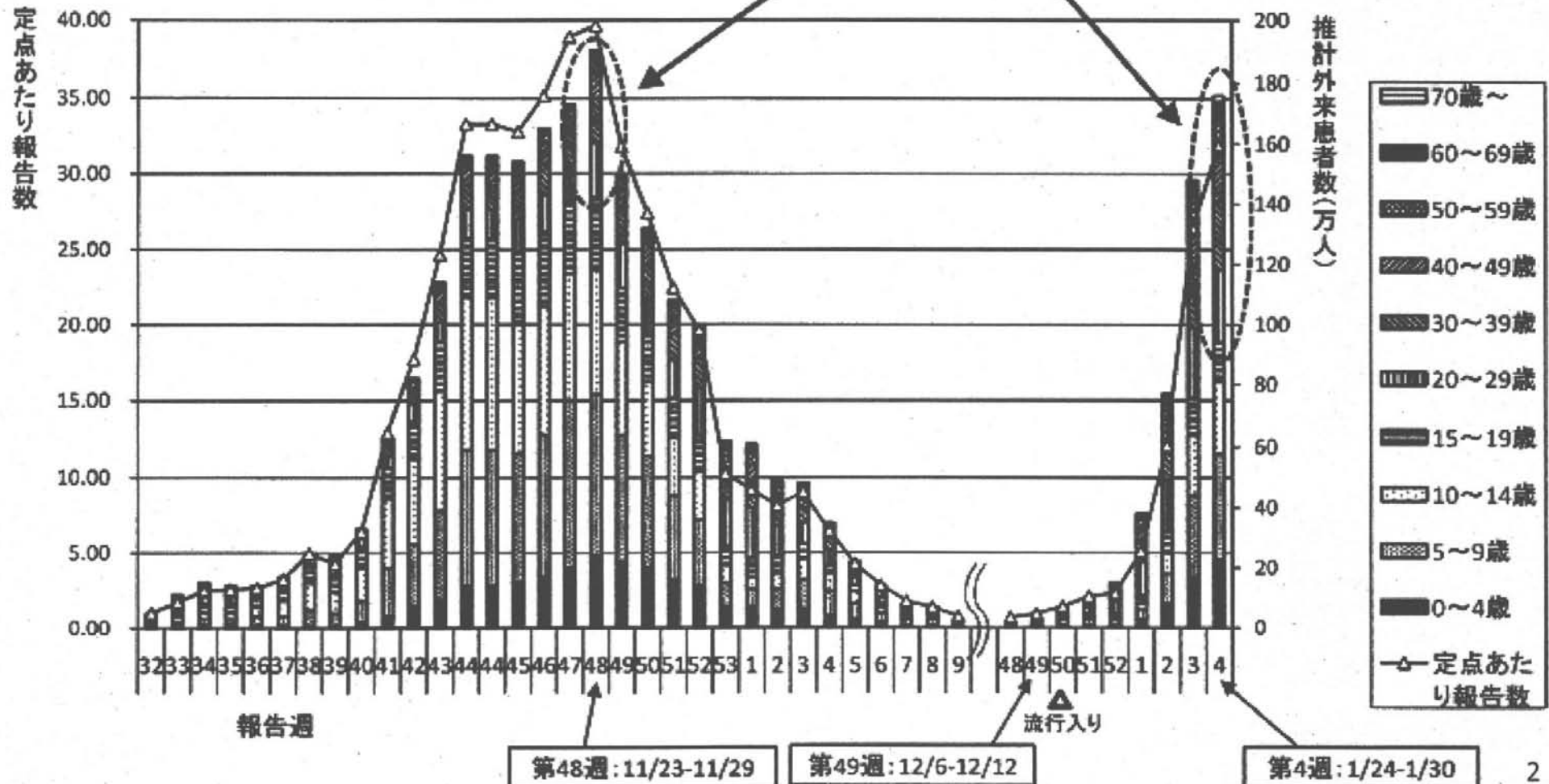
出典: 感染症発生動向調査

インフルエンザの流行状況②

(2011年2月7日現在)

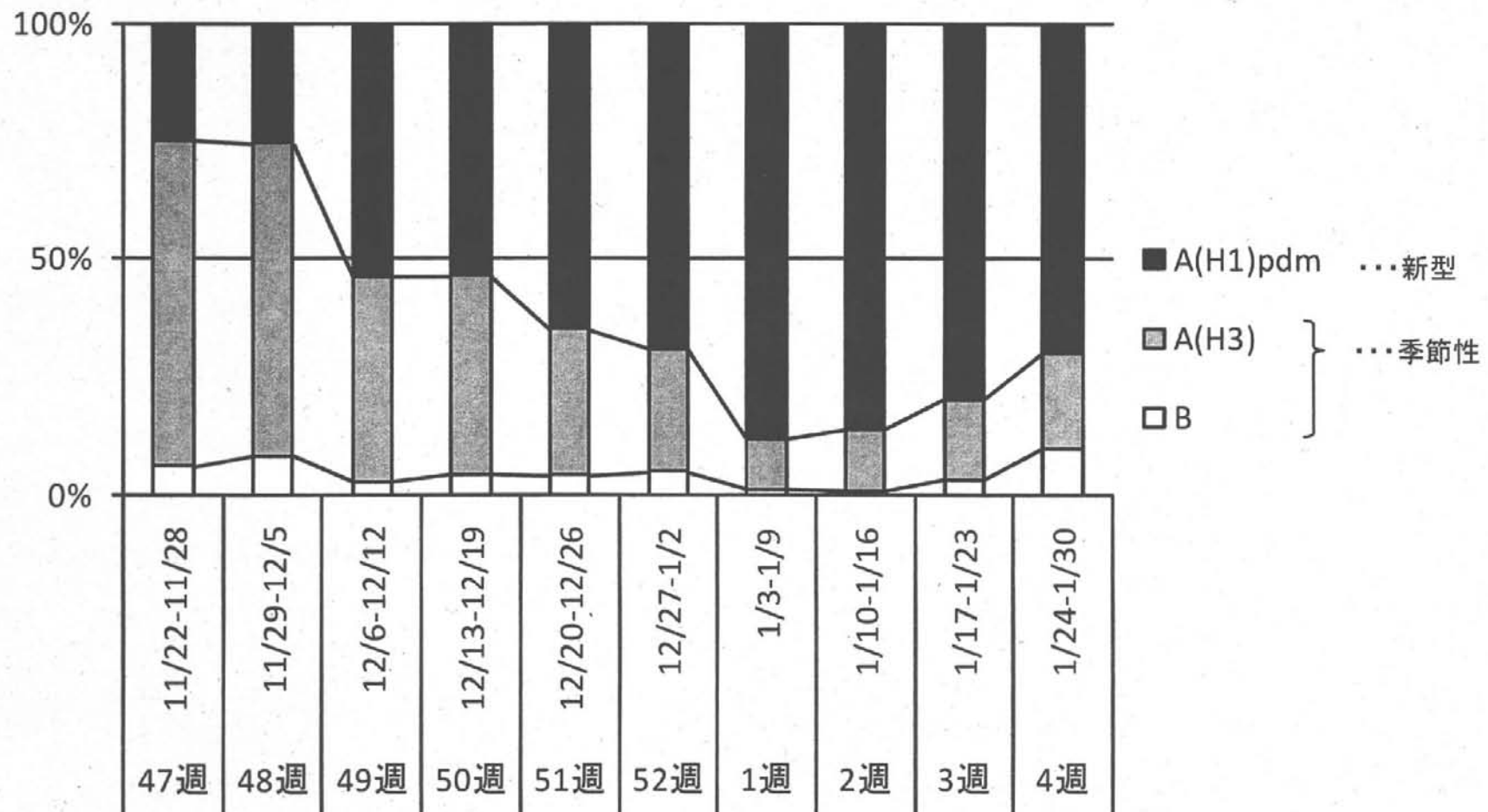
昨シーズンは20歳以上の割合が3割弱であったが、今シーズンでは、現時点のところ約半数を占めている。また、流行のピークに向けて、徐々に5～9歳を中心とした小児の割合が増えてきている。

定点あたり報告数の推移と年齢別の内訳(推計外来患者数)



今冬のインフルエンザの原因ウイルスについて

(2011年2月7日現在)



- ・検出されたウイルスは、A(H1)新型、A(H3)香港型、B型。
- ・第49週(12/6~12/12)で、A(H3)香港型からA(H1)新型に流行の原因ウイルスが入れ替わった。

これまでの取り組みと今後の対応

これまでの取り組み

- | | |
|-------------|---|
| 平成22年 8月10日 | WHOが「ポストパンデミック声明」を公表 |
| 8月27日 | 政府新型インフルエンザ対策本部開催 |
| | <ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ(A/H1N1)について、政府全体として緊急的かつ総合的に対処すべき事態は終息しつつあるものと判断し、通常の感染症対策として対応する体制に切り替える・ただし、今後の再流行に備え、今冬において引き続き新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を実施するなどまん延予防対策に万全を期す |
| 10月 1日 | 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業開始 |
| 11月24日 | 「今冬のインフルエンザ総合対策」(別添)を公表 |
| 12月中旬 | インフルエンザ流行入り(第50週(12月13日の週)) |
| 平成23年 1月21日 | 「インフルエンザ流行拡大に係る注意喚起」を公表 |

今後の対応

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、サーベイランスや必要な調査等を継続して行い、従来の季節性インフルエンザと異なる大きな流行等の特別な事情が生じない限り、平成22年度末を目途に、感染症法上における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行する予定。

(別添) 今冬のインフルエンザ総合対策(平成22年11月24日)

〈 主な内容 〉

○インフルエンザ対策に関する情報提供

厚生労働省のホームページに「今冬のインフルエンザ総合対策」(専用ホームページ)を開設し、インフルエンザQ&Aや、インフルエンザ流行状況等について情報提供

○「咳エチケット」をはじめとした普及啓発

※インフルエンザ予防啓発ポスターの作成

○相談窓口の設置 (電話 03-3234-3479 月～金(祝祭日除く) 9:00-17:00)

○予防接種の実施

- ・市町村が実施する高齢者のインフルエンザ定期接種のほか、国として新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を実施(平成22年10月～)

○ワクチン・治療薬の確保

○施設内感染防止対策の推進

〈 参考 〉

DVD、リーフレット、及び厚生労働省動画チャンネル(YouTube)

「インフルエンザ一問一答 みんなで知って、みんなで見よう！」制作



平成 21 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況 (ポイント)

1. 公的年金制度（厚生年金保険、国民年金、共済年金）

(1) 加入者数（1 ページ）

平成 21 年度末現在で 6,874 万人となっており、前年度末に比べて 62 万人（0.9%）減少している。

(2) 受給権者数（3 ページ）

公的年金の実受給権者数（複数の年金を受給している方でも 1 人として数えた受給権者数）は、平成 21 年度末現在で 3,703 万人であり、前年度末に比べて 110 万人（3.1%）増加している。

(3) 年金総額（4 ページ）

平成 21 年度末現在で 50 兆 3 千億円となっている。

2. 厚生年金保険

(1) 被保険者数（5 ページ）

平成 21 年度末現在で 3,425 万人となっており、前年度末に比べて 20 万人（0.6%）減少している。

(2) 標準報酬月額平均（5 ページ）

平成 21 年度末現在で 30 万 4 千円となっており、前年度末に比べて 2.8% 減少している。

(3) 受給者数（7 ページ）

平成 21 年度末現在で 2,814 万人となっており、前年度末に比べて 146 万人（5.5%）増加している。

(4) 平均年金月額（7 ページ）

老齢年金の平均年金月額は、平成 21 年度末現在で 15 万 7 千円となっている。

(5) 収支状況（11 ページ）

平成 21 年度の実質的な収支は、収入が 32 兆円、支出が 36 兆 6 千億円となっており、収支差引残は 4 兆 5 千億円の不足となっている。

(6) 積立金（11 ページ）

平成 21 年度末現在で 120 兆 8 千億円（時価ベース）となっている。

3. 国民年金

(1) 第1号被保険者数 (12ページ)

平成21年度末現在で1,985万人となっており、前年度末に比べて16万人(0.8%)減少している。

(2) 第3号被保険者数 (12ページ)

平成21年度末現在で1,021万人となっており、前年度末に比べて23万人(2.2%)減少している。

(3) 保険料納付率 (14ページ)

平成21年度における現年度納付率は60.0%であり、前年度比2.1ポイントの低下となっている。

また、平成19年度分の保険料について、平成21年度までに過年度分として納付された最終納付率は68.6%となっている。

(4) 受給者数 (15ページ)

平成21年度末現在で2,779万人となっており、前年度末に比べて84万人(3.1%)増加している。

(5) 平均年金月額 (15ページ)

老齢年金の平均年金月額は、平成21年度末現在で5万4千円となっている。

(6) 収支状況 (18ページ)

平成21年度の実質的な収支は、収入が3兆8千億円、支出が4兆円となっており、収支差引残は2,100億円の不足となっている。

(7) 積立金 (18ページ)

平成21年度末現在で7兆5千億円(時価ベース)となっている。

平成21年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

平成23年1月

厚生労働省年金局

平成21年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

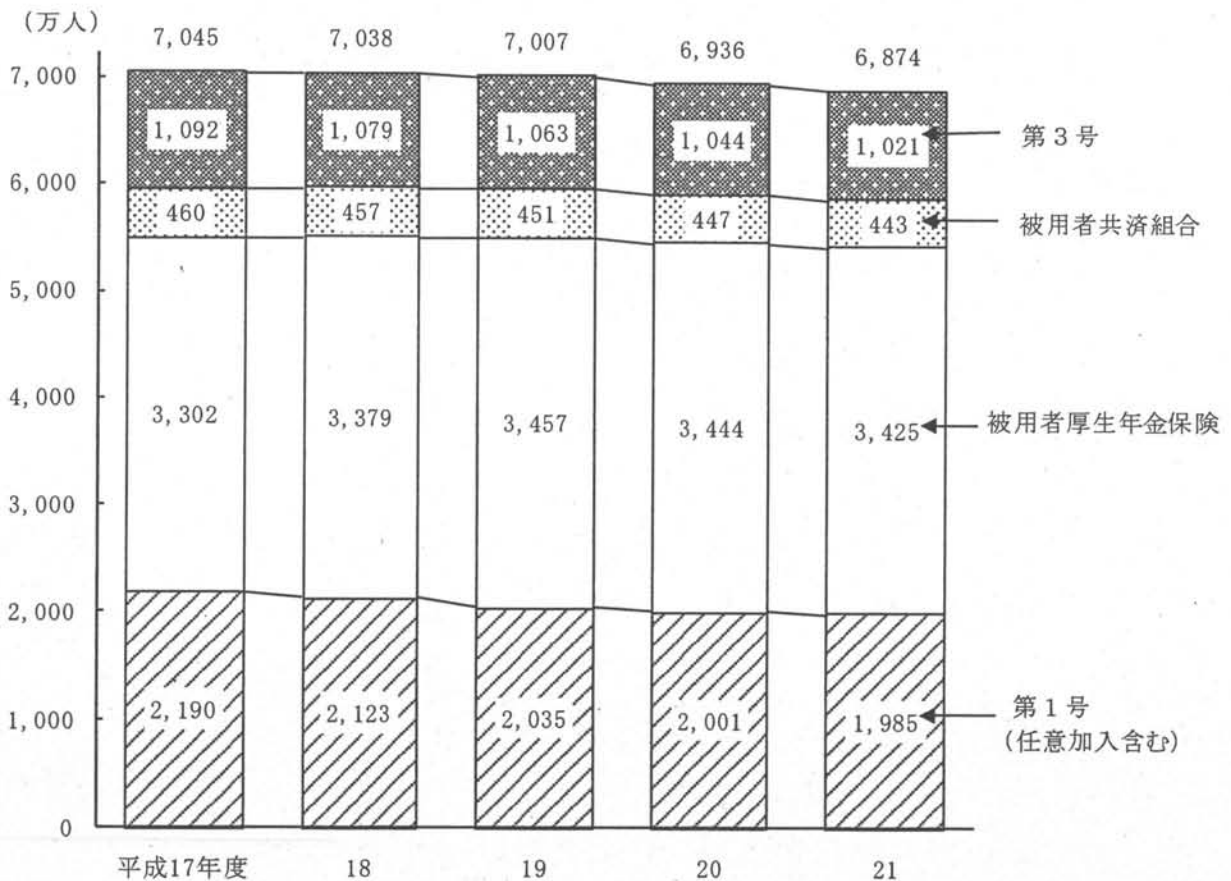
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成21年度末現在で6,874万人となっており、前年度末に比べ62万人(0.9%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、平成21年度末現在で1,985万人となっており、前年度末に比べ16万人(0.8%)減少している。
- 被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の加入者数)は、平成21年度末現在で3,868万人(うち厚生年金保険3,425万人、共済組合443万人)となっており、前年度末に比べ24万人(0.6%)減少している。
- 第3号被保険者数は、平成21年度末現在で1,021万人となっており、前年度末に比べ23万人(2.2%)減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,530万人となっており、前年度末に比べ26万人(0.7%)減少している。また、女子は3,344万人となっており、前年度末に比べ36万人(1.1%)減少している。

表1 男女別 公的年金加入者数

(年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,874	1,985	3,425	443	1,021
男子	3,530	1,014	2,219	286	11
女子	3,344	972	1,205	157	1,010

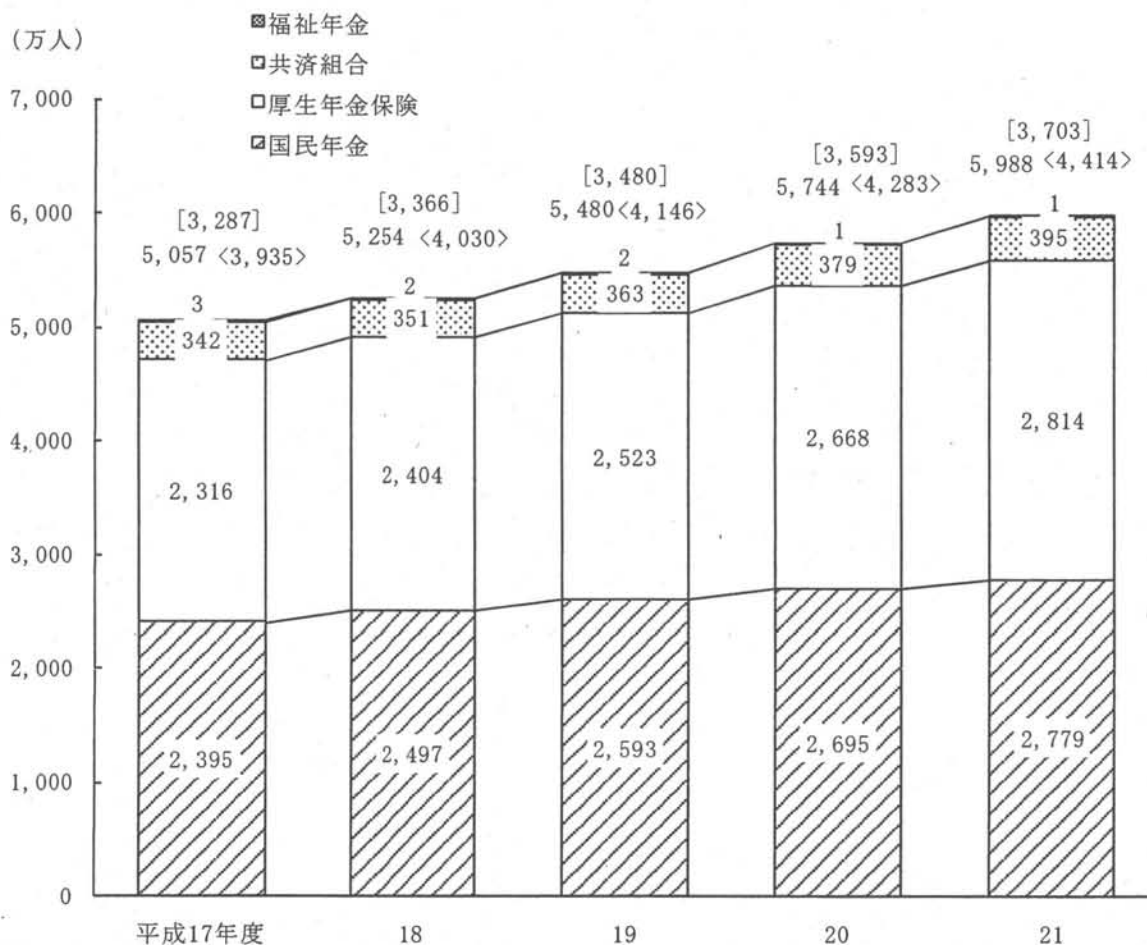
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成21年度末現在で5,988万人となっており、前年度末に比べ245万人（4.3%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,703万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べ110万人（3.1%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は逐年増加しており、平成21年度末現在では50兆3千億円と、前年度末に比べ1兆4千億円（2.8%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成17年度	455,700	150,681	240,934	63,947	138
18	465,444	158,168	242,932	64,245	98
19	474,395	165,637	244,254	64,436	69
20	488,658	173,646	249,461	65,504	47
21	502,554	180,421	255,333	66,768	32

注. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

(1) 適用状況

- 平成21年度末現在の適用事業所数は175万事業所であり、前年度末に比べて1万4千事業所（0.8%）増加している。
- 被保険者数は、平成21年度末現在で3,425万人となっており、前年度末に比べて20万人（0.6%）減少している。男女別にみると、男子は2,219万人（対前年度末比18万人、0.8%減）、女子は1,205万人（対前年度末比1万人、0.1%減）となっている。
- 標準報酬月額平均は30万4千円（うち男子34万5千円、女子22万9千円）であり、前年度末に比べて2.8%減少している。
- 標準賞与額の1回あたりの平均は、平成21年度で41万9千円（うち男子48万6千円、女子28万5千円）であり、前年度に比べて8.1%減少している。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成21年度末現在で16万人であり、前年度末に比べ1万6千人（10.8%）増加している。

表3 厚生年金保険の適用状況の推移

		事業所数 (万か所)	被保険者数(万人)			(年度末現在) 育児休業 保険料免除者 (人)
			総数	男子	女子	
	平成17年度	165	3,302	2,174	1,128	96,941
	18	168	3,379	2,214	1,166	111,159
	19	172	3,457	2,254	1,203	128,678
	20	174	3,444	2,238	1,207	144,790
	21	175	3,425	2,219	1,205	160,478
伸び率 (%)	平成17年度	1.0	1.6	1.1	2.7	24.0
	18	2.0	2.3	1.8	3.3	14.7
	19	2.0	2.3	1.8	3.2	15.8
	20	1.4	△ 0.4	△ 0.7	0.3	12.5
	21	0.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.1	10.8

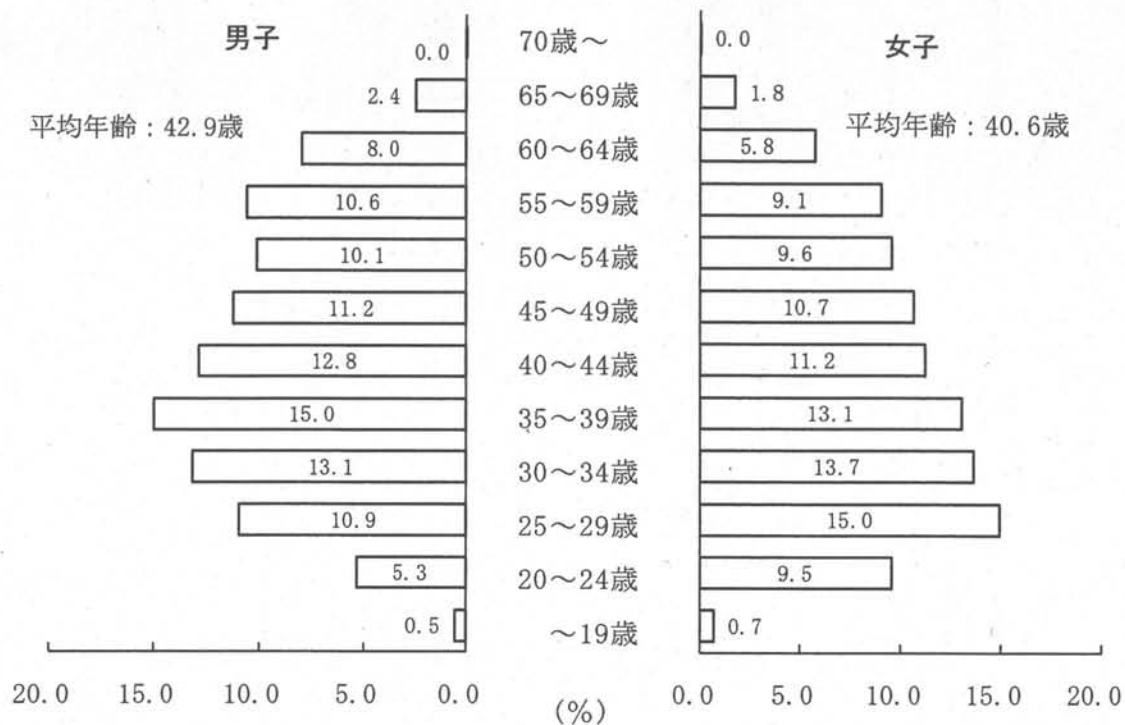
		(年度末現在) 標準報酬月額の平均(円)			(年度累計) 標準賞与額1回あたりの平均(円)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
	平成17年度	313,204	358,118	226,582	452,344	527,440	294,570
	18	312,703	357,549	227,439	458,369	534,397	298,763
	19	312,258	356,597	229,030	459,726	536,192	300,677
	20	312,813	356,898	230,952	455,546	531,087	300,351
	21	304,173	345,077	228,710	418,698	485,945	285,032
伸び率 (%)	平成17年度	△ 0.2	△ 0.1	0.4	1.0	1.1	0.9
	18	△ 0.2	△ 0.2	0.4	1.3	1.3	1.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	0.3	0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.1
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成21年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳階級の割合が最も高く、女子は25～29歳階級の割合が最も高い。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成



(2) 給付状況

- 平成21年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べ146万人（5.5%）増加し、2,814万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,289万人である。

表4 厚生年金保険受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	2,316	1,085	781	35	414
18	2,404	1,123	817	36	428
19	2,523	1,172	873	36	441
20	2,668	1,229	948	36	455
21	2,814	1,289	1,022	37	466

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成21年度末現在では老齢年金で15万7千円となっている。

表5 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成17年度	167,172	172,330	96,829	57,297	106,150	89,845
18	165,211	171,523	83,194	57,277	105,475	89,276
19	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成21年度末における厚生年金保険の受給権者数は、前年度末に比べ151万人(5.2%)増加し、3,058万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,385万人である。

表6 厚生年金保険受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成17年度	2,511	1,152	859	49	451
18	2,616	1,198	903	50	464
19	2,750	1,260	963	51	477
20	2,907	1,324	1,041	52	491
21	3,058	1,385	1,118	52	502

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成21年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は88万9千人であり、前年度に比べ2万9千人(3.1%)減少している。
- 平成21年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は8万6千円である。

表7 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況

(単位：万人、円)

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成17年度	60.2	103,887	36.6	94,681
18	70.1	87,376	42.1	73,587
19	87.8	87,532	59.5	79,522
20	91.7	86,963	62.6	79,417
21	88.9	86,102	61.6	78,900

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

3. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。したがって、平成18年度以降の平均年金月額は、平成17年度と単純に比較することはできない。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成17年度及び平成18年度は61歳と62歳で、平成19年度以降は62歳と63歳の間で違いが見られ、平成21年度においては62歳で10万4千円、63歳で17万5千円となっている。

表8 厚生年金保険老齢年金受給権者（男子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	26.7	41.0	49.0	48.2	50.8	576.0
18	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	111,508	109,842	186,904	190,068	190,110	199,135
18	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度から平成20年度には60歳と61歳で、平成21年度は61歳と62歳の間で違いが見られ、平成21年度においては61歳で4万6千円、62歳で9万7千円となっている。

表9 厚生年金保険老齢年金受給権者（女子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	10.6	16.5	18.8	18.2	19.1	277.3
18	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成17年度	102,133	101,809	100,260	97,945	96,413	112,738
18	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

- 平成 21 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は 273 万人となっており、前年度末に比べ 17 万人（6.6%）の増加となっている。

表10 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成17年度	174.6 (55.7) [47.4]	128.0 (40.5) [34.5]	46.5 (15.2) [12.9]	139.5 (54.1) [46.0]	99.7 (40.3) [34.3]	39.8 (13.7) [11.7]
18	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ()内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）であり、[]内の数値は、()内のうち高在老方式による在職支給停止の適用対象者（昭和12年4月2日以降生まれの者。全額支給の者を含む。）である。平成18年度以降においては60歳台後半の老齢厚生年金受給権者及び受給者はすべて高在老方式による在職支給停止の適用対象者に該当するため、()のみ表示している。なお、平成19年度から70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

(3) 収支状況

- 平成21年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が32兆円、実質的な支出が36兆6千億円となっており、収支差引残は4兆5千億円の不足となっている。

表 11 厚生年金保険の実質的な収支状況

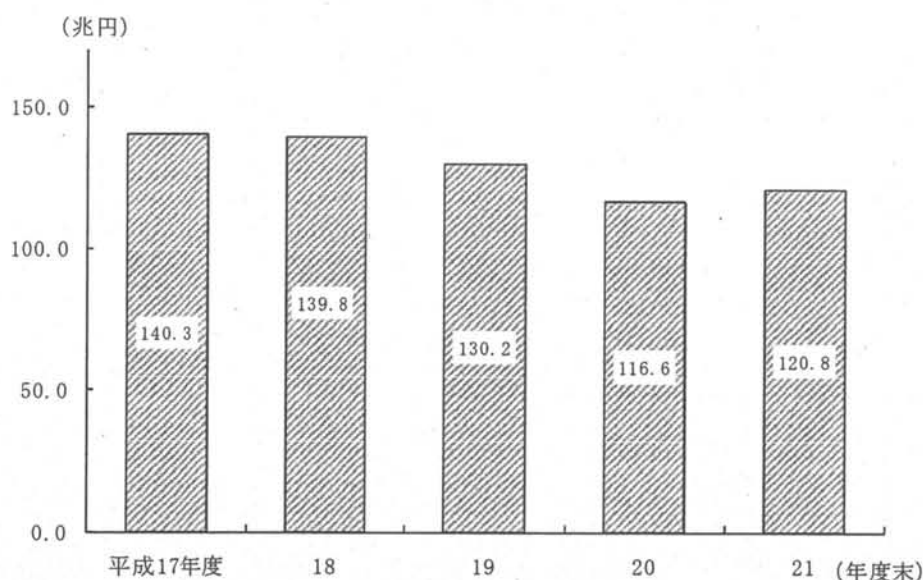
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成17年度	300,685	200,584	45,394	353,284	△ 52,598
18	297,954	209,835	48,285	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,483	222,409	77,983	365,618	△ 45,136

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成21年度末現在の厚生年金保険の積立金は120兆8千億円(時価ベース)となっている。

図 4 厚生年金保険の積立金の推移(年金特別会計厚生年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成 13 年 4 月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成 20 年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表 11 の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成 17 年度 6.82%、平成 18 年度 3.10%、平成 19 年度△3.54%、平成 20 年度△6.83%、平成 21 年度 7.54%である。

(出所：「平成 21 年度 年金積立金運用報告書」)

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成21年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は1,985万人となっており、前年度末に比べて16万人（0.8%）減少している。男女別にみると、男子は1,014万人（対前年度末比3万人、0.3%減）、女子は972万人（対前年度末比12万人、1.2%減）となっている。
- 平成21年度末現在の第3号被保険者数は1,021万人となっており、前年度末に比べて23万人（2.2%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比0.6万人、6.3%増）、女子は1,010万人（対前年度末比23万人、2.3%減）となっている。

表12 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者			任意加入被保険者				第3号被保険者		
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成17年度	2,190	1,101	1,089	33	5	27	1	1,092	10	1,083
18	2,123	1,070	1,053	32	5	26	1	1,079	10	1,069
19	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053
20	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033
21	1,985	1,014	972	34	5	28	1	1,021	11	1,010

- 平成21年度末の保険料全額免除者数は535万人となっている。全額免除割合は27.4%と、前年度末に比べて0.9ポイント上昇している。

平成21年度末の申請一部免除者数は47万人となっている。申請一部免除割合は2.4%と、前年度末に比べて0.2ポイント低下している。

表13 国民年金保険料全額免除被保険者・一部免除被保険者数の推移

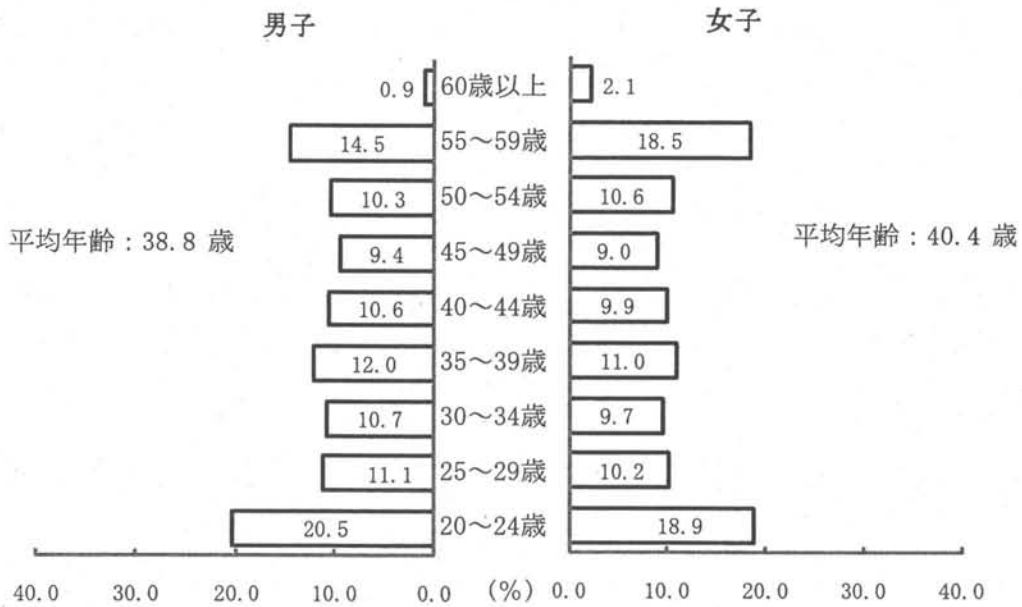
（年度末現在、単位：万人、%）

	全額免除者数（万人）						申請一部免除者数（万人）				
	合計		法定免除	申請免除（全額）	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成17年度	538	(24.9)	113	216	176	34	53	(2.5)	53	・	
18	528	(25.3)	114	207	170	37	56	(2.7)	26	21	
19	517	(25.8)	113	202	166	37	54	(2.7)	27	19	
20	521	(26.5)	114	204	165	37	52	(2.6)	27	17	
21	535	(27.4)	120	215	163	37	47	(2.4)	25	16	

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合（%）である。

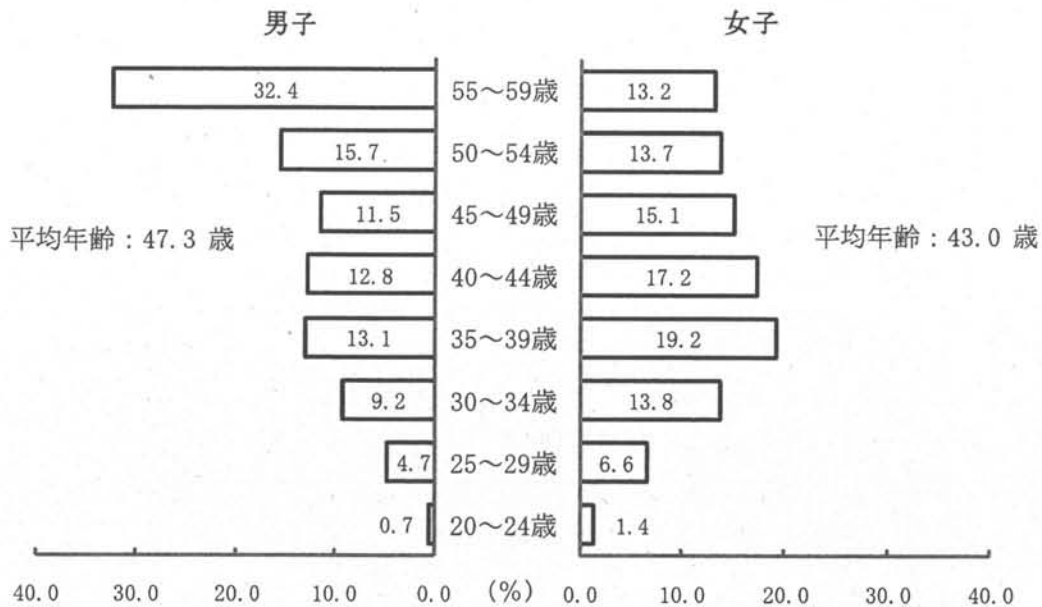
- 平成21年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男子・女子ともに20～24歳及び55～59歳階級の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は35～39歳階級の割合が高くなっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成



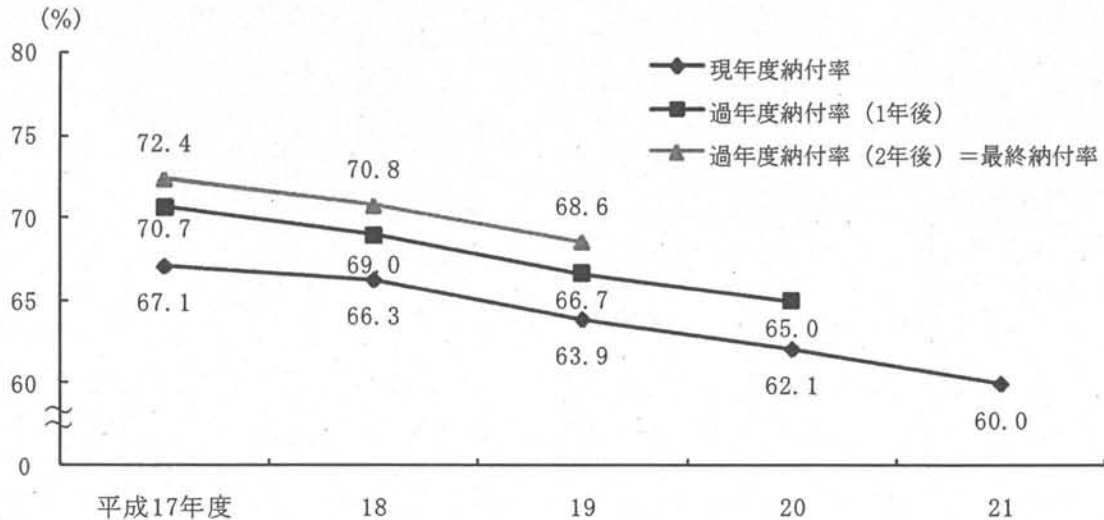
注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成



- 平成21年度における現年度納付率は60.0%であり、前年度比2.1ポイントの低下となっている。また、平成19年度分について、平成21年度までに過年度分として納付された最終納付率は68.6%となっている。

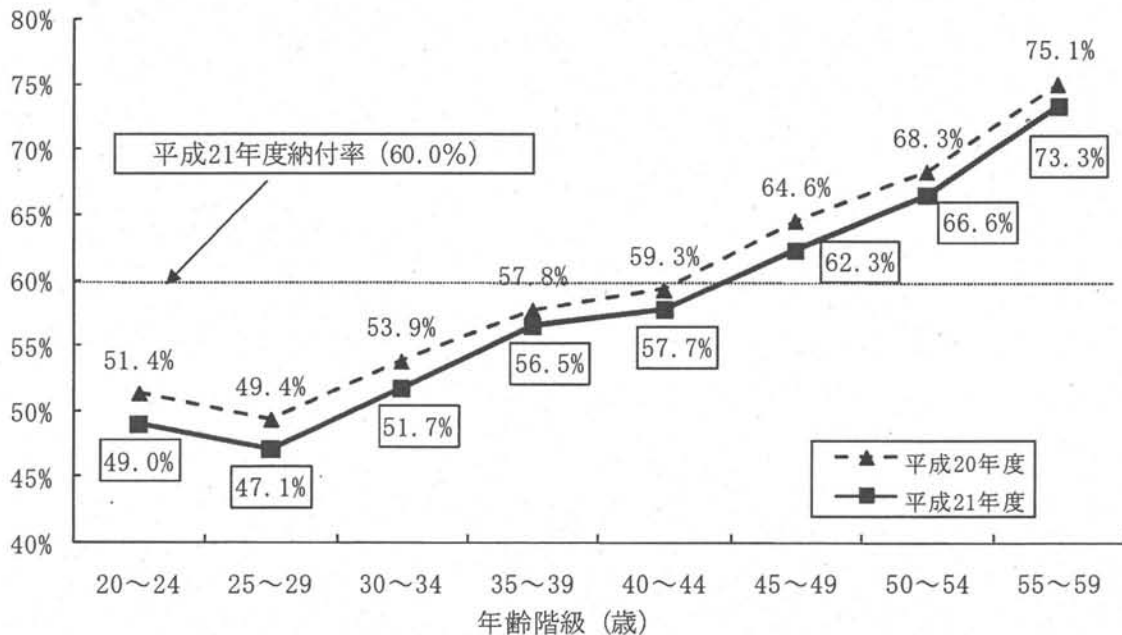
図7 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。
 2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度納付率（1年後）」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 年齢階級別（20歳～59歳）に平成21年度の納付率を平成20年度と比較すると、全ての年齢階級において納付率が低下している。

図8 国民年金納付率の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 国民年金受給者数は年金制度の成熟を反映して着実に増加しており、平成21年度末は前年度末に比べ84万人(3.1%)増加し、2,779万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,122万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 14 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成17年度	2,395 (1,195)	2,083 (908)	147 (147)	152 (135)	13 (6)
18	2,497 (1,187)	2,186 (903)	139 (139)	158 (140)	13 (5)
19	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)
20	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)
21	2,779 (1,122)	2,481 (853)	117 (117)	168 (147)	12 (5)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金の老齢年金の平均年金月額は、平成21年度末現在で5万4千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万9千円となっている。また、平成21年度新規裁定者は、4万9千円となっている。

表 15 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成17年度	53,012 (47,210)	54,088 (54,731)	18,186 (18,186)	74,789 (74,979)	82,299 (69,904)
18	53,249 (47,587)	52,914 (53,796)	18,232 (18,232)	74,400 (74,618)	82,232 (69,866)
19	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)
20	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)
21	54,320 (48,922)	49,164 (53,829)	18,321 (18,321)	74,060 (74,303)	81,254 (68,055)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 21 年度末における国民年金受給権者数は、前年度末に比べ 85 万人 (3.1%) 増加し、2,829 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,145 万人となっている。

表 16 国民年金受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成17年度	2,439 (1,221)	2,093 (914)	147 (147)	166 (146)	34 (13)
18	2,542 (1,210)	2,201 (910)	140 (140)	169 (149)	32 (13)
19	2,639 (1,197)	2,303 (902)	132 (132)	173 (151)	31 (12)
20	2,743 (1,174)	2,411 (883)	125 (125)	176 (154)	30 (12)
21	2,829 (1,145)	2,501 (859)	118 (118)	180 (156)	29 (11)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成 21 年度末現在で 2,275 万人となっており、平均年金月額については 5 万 6 千円となっている。

表 17 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成17年度	1,786	55,276	1,451	58,438	319	39,799	16	77,432
18	1,913	55,222	1,565	58,170	329	39,981	18	77,369
19	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368

- 老齢年金の繰上げ受給率は、平成21年度末現在では43.9%、平成21年度新規裁定者では22.8%となっている。

表 18 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移

(年度末現在、単位:人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成17年度	9,043,757	4,409,316	48.8	4,554,136	50.4	80,305	0.9
18	9,017,684	4,275,301	47.4	4,655,978	51.6	86,405	1.0
19	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1

(新規裁定、単位:人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成17年度	321,352	67,071	20.9	247,566	77.0	6,715	2.1
18	298,993	58,849	19.7	232,697	77.8	7,447	2.5
19	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）受給権者総数に占める割合である。

(3) 収支状況

- 平成21年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆8千億円、実質的な支出が4兆円となっており、その収支差引残は2,100億円の不足となっている。

表 19 国民年金の実質的な収支状況

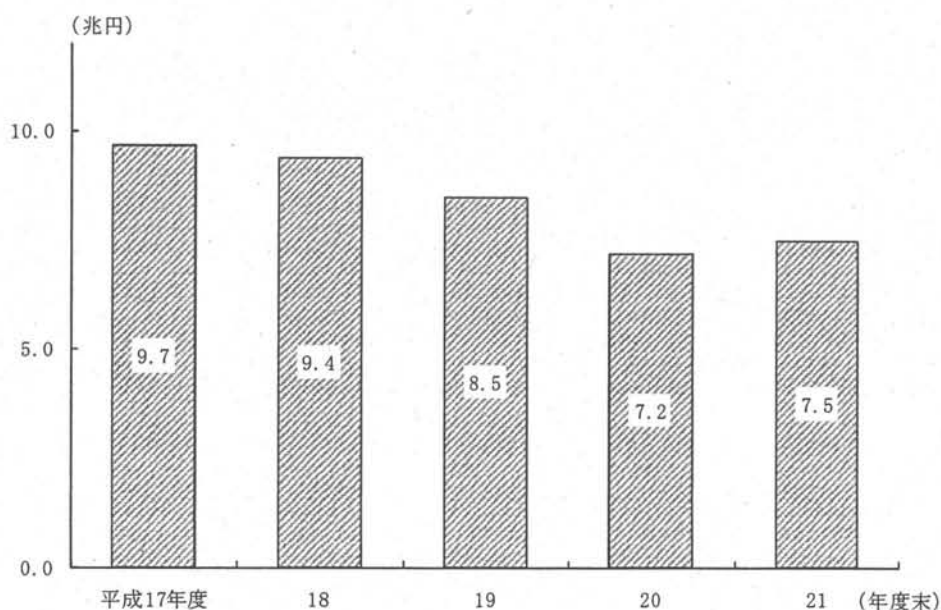
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成17年度	37,873	19,480	17,020	43,350	△ 5,478
18	39,228	19,038	17,971	43,082	△ 3,853
19	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成21年度末現在の国民年金の積立金は7兆5千億円(時価ベース)となっている。

図 9 国民年金の積立金の推移(年金特別会計国民年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成 13 年 4 月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成 20 年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表 19 の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成 17 年度 6.88%、平成 18 年度 3.07%、平成 19 年度 △3.38%、平成 20 年度 △7.29%、平成 21 年度 7.48%である。

(出所：「平成 21 年度 年金積立金運用報告書」)

(参考資料1)

老齢年金都道府県別受給者数及び平均年金月額

(平成21年度末現在)

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	12,893,004	156,692	24,811,528	54,320
北海道	510,481	148,000	1,112,249	53,902
青森	104,819	133,081	319,558	49,789
岩手	127,663	134,654	321,693	53,157
宮城	209,876	150,520	460,423	52,199
秋田	110,963	132,190	291,922	51,678
山形	126,075	133,438	297,620	52,841
福島	204,901	138,071	448,963	52,530
茨城	263,892	156,863	584,853	52,278
栃木	187,872	150,080	400,861	52,418
群馬	204,372	149,639	419,867	54,086
埼玉	672,365	168,203	1,245,678	53,454
千葉	580,654	172,999	1,118,616	53,842
東京	1,078,576	172,935	2,141,100	54,057
神奈川	875,134	180,006	1,501,350	54,799
新潟	288,625	140,357	543,374	54,770
富山	158,066	146,019	245,833	57,721
石川	139,504	144,408	232,172	56,929
福井	108,531	139,838	171,164	56,835
山梨	76,023	145,764	191,844	52,021
長野	277,579	143,422	494,236	56,510
岐阜	229,633	152,008	438,155	55,968
静岡	458,891	153,205	776,319	55,778
愛知	757,898	164,349	1,284,010	55,238
三重	213,406	153,907	388,196	56,601
滋賀	148,743	158,965	256,540	55,588
京都	269,699	159,401	511,990	53,861
大阪	883,057	163,591	1,576,754	53,146
兵庫	603,218	167,760	1,071,389	54,686
奈良	138,433	172,492	288,299	53,537
和歌山	101,091	152,036	240,056	51,748
鳥取	73,439	133,143	129,975	56,491
島根	95,699	133,833	176,972	56,780
岡山	254,407	146,362	407,594	57,990
広島	354,654	153,977	558,381	57,202
山口	195,268	153,292	337,247	57,108
徳島	88,494	133,016	176,353	53,277
香川	129,404	144,283	215,067	58,123
愛媛	163,315	141,643	326,257	54,737
高知	85,815	134,935	184,837	53,322
福岡	512,818	151,023	900,367	54,168
佐賀	83,381	136,710	179,886	55,865
長崎	134,223	146,125	311,045	52,896
熊本	164,683	134,360	398,404	54,146
大分	122,986	138,464	268,848	53,064
宮崎	107,795	129,583	248,153	55,328
鹿児島	149,856	134,417	385,262	54,638
沖縄	59,795	136,331	216,472	52,876
その他	6,932	149,666	15,324	29,932

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金を上乗せしている者を含む。

(参考資料2)

年齢別 老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成21年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	13,854,133	153,414	25,014,879	54,258
59歳以下	7,484	169,154	.	.
60	572,445	83,583	73,538	34,951
61	814,263	86,124	132,616	33,310
62	868,422	101,814	162,431	34,752
63	712,720	152,182	148,322	33,608
64	508,962	157,365	124,159	36,935
小 計	3,476,812	113,595	641,066	34,635
65	630,969	164,487	1,295,199	56,564
66	735,303	164,758	1,600,120	56,308
67	699,804	164,000	1,531,853	56,112
68	727,445	162,026	1,598,823	55,875
69	650,300	161,081	1,461,117	57,062
小 計	3,443,821	163,283	7,487,112	56,367
70	573,425	162,681	1,301,135	57,347
71	525,375	164,060	1,199,227	57,320
72	578,718	164,079	1,352,046	57,356
73	532,599	165,344	1,285,647	57,053
74	525,758	166,690	1,297,504	56,942
小 計	2,735,875	164,530	6,435,559	57,204
75	464,345	167,269	1,189,888	56,742
76	428,366	167,109	1,130,775	56,383
77	418,620	168,872	1,140,027	55,946
78	371,178	170,997	1,037,825	55,444
79	352,728	175,179	920,499	55,583
小 計	2,035,237	169,616	5,419,014	56,054
80	313,498	177,732	823,578	54,853
81	294,006	178,348	782,046	53,937
82	255,794	180,028	690,114	53,084
83	233,645	180,988	641,037	52,163
84	205,823	177,891	269,662	45,730
小 計	1,302,766	178,931	3,206,437	52,944
85歳以上	852,138	162,465	1,825,691	39,092

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せしている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成21年度末現在)

年金月額	合計	男子	女子
合計	人 13,854,133	人 9,501,389	人 4,352,744
万円以上 万円未満			
～ 1	140	49	91
1 ～ 2	18,512	565	17,947
2 ～ 3	107,297	7,222	100,075
3 ～ 4	131,387	36,980	94,407
4 ～ 5	144,033	72,070	71,963
5 ～ 6	220,749	100,997	119,752
6 ～ 7	329,541	136,661	192,880
7 ～ 8	556,530	179,467	377,063
8 ～ 9	829,954	225,842	604,112
9 ～ 10	913,504	277,436	636,068
10 ～ 11	909,854	340,133	569,721
11 ～ 12	829,655	400,682	428,973
12 ～ 13	746,807	441,191	305,616
13 ～ 14	666,676	450,528	216,148
14 ～ 15	595,481	435,933	159,548
15 ～ 16	563,437	445,316	118,121
16 ～ 17	581,750	491,973	89,777
17 ～ 18	620,021	552,544	67,477
18 ～ 19	660,986	610,543	50,443
19 ～ 20	691,569	653,316	38,253
20 ～ 21	706,302	677,132	29,170
21 ～ 22	690,236	668,485	21,751
22 ～ 23	631,095	615,125	15,970
23 ～ 24	532,218	520,935	11,283
24 ～ 25	400,217	392,807	7,410
25 ～ 26	276,893	272,358	4,535
26 ～ 27	190,720	188,620	2,100
27 ～ 28	128,085	127,129	956
28 ～ 29	81,035	80,610	425
29 ～ 30	44,974	44,761	213
30 ～	54,475	53,979	496
平均 (円)	153,414	176,238	103,594

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額は基礎年金額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金額は含まない。

(参考資料4)

厚生年金保険における離婚分割の状況

離婚に伴う保険料納付記録分割件数

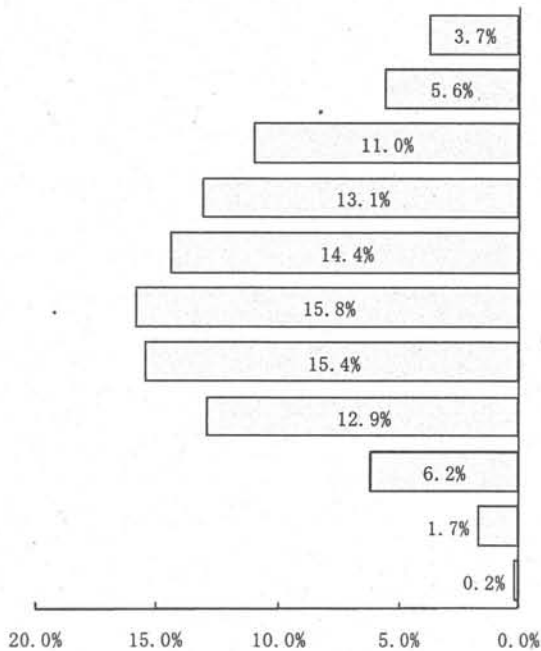
	分割件数	(参考) 離婚数 (注)
平成20年度	13,072 件	256,515 組
平成21年度	14,850 件	257,472 組

注1. 「人口動態統計速報(平成22年3月分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)による。

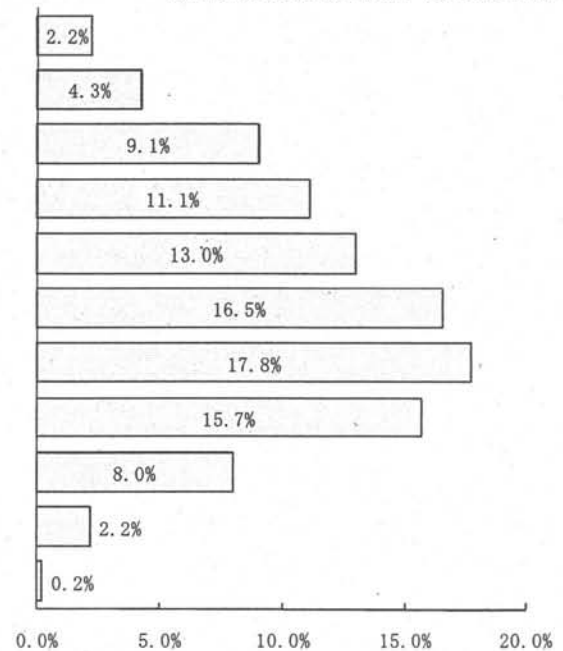
注2. 分割件数は、第3号被保険者期間についての年金分割制度に係る件数を含まない。

分割改定者 年齢別状況 (平成21年度)

納付記録の分割をした者 (第1号改定者)



納付記録の分割を受けた者 (第2号改定者)



分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年～	
平成20年度		3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度		3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%

分割改定者 按分割合別状況

按分割合	以上 未満	10% ～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成20年度		0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%
平成21年度		0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	3.1%	94.0%

分割改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

(単位：円)

	第1号改定者			第2号改定者		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
平成20年度	154,757	120,049	△ 34,708	48,712	82,966	34,254
平成21年度	146,980	115,626	△ 31,353	49,185	80,523	31,337

注 平均年金月額は基礎年金額を含む。

(参考資料5)

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率（現年度分）

(年度末現在)

都道府県名	全 額 免 除 割 合		納 付 率 (現 年 度 分)	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
全 国	26.5	27.4	62.1	60.0
北海道	33.1	34.9	60.1	58.8
青森	33.2	34.1	60.0	57.8
岩手	30.0	29.2	71.7	67.5
宮城	27.1	28.3	60.0	58.4
秋田	30.8	31.4	73.7	70.5
山形	25.7	27.1	73.7	70.7
福島	29.2	29.2	65.2	60.8
茨城	22.7	23.4	59.1	57.2
栃木	24.1	23.5	60.6	58.2
群馬	23.5	24.0	66.2	63.8
埼玉	20.0	21.2	59.0	56.7
千葉	19.9	20.8	59.4	58.1
東京都	19.3	20.2	57.7	56.4
神奈川県	19.7	21.3	60.1	59.5
新潟	26.3	27.0	74.5	72.0
富山	24.1	24.2	73.0	70.2
石川	26.4	27.1	73.2	70.3
福井	25.7	26.4	74.0	71.2
山梨	27.0	26.7	70.7	67.2
長野	23.7	25.0	71.3	69.2
岐阜	21.6	22.7	71.4	69.0
静岡県	20.2	21.3	65.6	63.5
愛知県	20.7	21.9	64.4	62.6
三重	23.7	24.7	69.1	66.7
滋賀	27.2	28.1	69.1	66.6
京都	32.9	32.8	62.8	61.5
大阪	30.0	31.5	52.8	50.7
兵庫県	31.0	32.2	61.2	59.0
奈良	31.4	31.9	65.9	63.5
和歌山	33.8	33.8	71.3	68.6
鳥取	34.3	34.3	70.2	65.9
島根	31.7	32.1	75.9	72.4
岡山	30.3	30.2	64.4	61.6
広島	28.6	30.2	65.7	64.1
山口	32.6	32.8	70.6	67.1
徳島	34.0	35.3	64.7	62.6
香川	29.7	30.3	71.0	68.8
愛媛	35.3	37.1	70.4	68.3
高知	36.0	36.4	66.7	62.5
福岡	36.9	37.2	61.2	57.3
佐賀	32.0	32.7	66.9	63.9
長崎	32.2	33.7	57.5	56.4
熊本	30.6	31.4	63.0	60.3
大分	38.0	37.6	68.2	63.3
宮崎	34.5	35.0	62.3	59.3
鹿児島	36.9	37.8	61.0	57.6
沖縄	43.0	44.4	40.2	38.4

注 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者）が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合である。

(参考資料6)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成21年度末現在)

年金月額	総 数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合 計	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子
合 計	人 25,014,879	人 10,838,209	人 14,176,670	人 8,550,449	人 2,037,041	人 6,513,408
万円以上 万円未満						
～ 1	129,470	11,594	117,876	54,359	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	65,999	275,324	149,560	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	248,496	916,466	663,623	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	785,899	2,797,379	2,237,235	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	914,790	2,529,946	1,417,793	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	1,671,294	2,868,579	1,420,620	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	6,754,631	3,712,378	2,060,363	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	385,506	958,722	546,896	144,814	402,082
平 均 (円)	54,258	59,166	50,506	48,921	53,875	47,371

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。

平成23年2月4日

平成21年度国民健康保険(市町村)の財政状況等について

平成21年度国民健康保険(市町村)の財政状況等を、このたび取りまとめましたので公表します。

1. 平成21年度の市町村国保の財政状況は、
 - ① 収入額は、12兆8,975億円であり、1,809億円(1.4%)増加した。
 - ② 支出額は、12兆8,070億円であり、1,619億円(1.3%)増加した。
 - ③ 単年度収支差引額は61億円の黒字と前年より32億円黒字額が減少した。また、市町村が一般会計から決算補てん等を目的として繰入している分を除いた実質的な収支は、▲2,633億円の赤字となり、前年より赤字額が増加した。
2. 被保険者数については、31万人減少して3,566万人となった。
3. 平成21年度の国民健康保険保険料(税)収納率は、88.01%(前年比▲0.34)であった。
※平成20年度以降の景気悪化の影響が大きいと思われる。
4. 平成22年6月1日現在の滞納世帯数は、436万世帯であり、前年より6万世帯減少したが、総世帯数も減少したため、滞納世帯割合は、前年と同じ20.6%となった。

平成21年度 国民健康保険(市町村)の財政状況等について＝速報＝

1. 市町村国保の財政状況

(1) 収入については、保険料(税)収入は対前年度比で0.5%(149億円)減となっている。

これは、被保険者数の減少及び収納率の低下が主な要因と考えられる。(表1)

前期高齢者交付金は、2兆6,675億円で、対前年度比で9.5%(2,310億円)増となっている。また、療養給付費交付金(平成20年度の制度改正により経過措置として残されている退職者医療に係る被用者保険側からの拠出金)は、対前年度比で33.5%(2,955億円)減少している。この減少は、平成20年度分の療養給付費交付金には、制度改正前の65歳以上の高齢者に係る分が一部含まれていたことによるものである。

なお、(2)の支出増などの影響により、収入の一部を構成する国庫支出金は、対前年度比で4.3%(1,316億円)増となった。

(2) 一方、支出については、保険給付費は、対前年度比で2.5%(2,115億円)の増となっている。後期高齢者支援金は、1兆5,766億円で、対前年比で10.6%(1,510億円)の増となったが、平成19年度限りで廃止された老人保健拠出金は、精算分のみとなり、対前年度比で76.7%(2,554億円)減となった。

(3) 医療給付分及び介護分(介護納付金に関するもの)を合わせた収支状況については、収入合計(収入総額)は12兆8,975億円、支出合計(支出総額)は12兆8,070億円であり、それらの収支差引合計額は905億円となっている。

単年度収入(経常収入)12兆5,915億円から単年度支出(経常支出)12兆5,854億円を控除した単年度収支差(経常収支差)は61億円であり、さらに、これに国庫支出金精算額等(▲162億円)を考慮した精算後単年度収支差引額は▲101億円となっている。

(4) 一般会計繰入金(法定外)のうち決算補てん等を目的とする2,532億円を収入から除いた精算後単年度収支差引額は、2,633億円の赤字となり、依然として厳しい財政状況が続いている。(一般会計繰入金(法定外)の内訳は表1-2を参照。)

なお、基金積立金等は、3,237億円となっている。

表1 国民健康保険の財政状況（市町村）＝速報ベース＝

科 目	平成20年度(実績)			平成21年度(見込)			全体の対前年度増減額	全体の対前年度比	
	全体	(再掲) 医療給付分	(再掲) 介護分	全体	(再掲) 医療給付分	(再掲) 介護分			
収入	単年度収入(經常収入)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	
	保険料(税)	30,621	28,011	2,610	30,472	27,934	2,538	▲149	99.5
	国庫支出金	30,943	28,295	2,649	32,259	29,699	2,560	1,316	104.3
	療養給付費交付金	8,810	8,810	-	5,855	5,855	-	▲2,955	66.5
	前期高齢者交付金	24,365	24,365	-	26,675	26,675	-	2,310	109.5
	都道府県支出金	7,985	7,408	577	8,264	7,694	570	279	103.5
	一般会計繰入金(法定分)	3,994	3,918	76	4,052	3,976	76	58	101.5
	一般会計繰入金(法定外)	3,672	・	・	3,592	・	・	▲81	97.8
	共同事業交付金	13,858	13,858	-	14,238	14,238	-	380	102.7
	直診勘定繰入金	2	2	-	1	1	-	▲1	68.0
	その他	339	・	・	507	・	・	168	149.4
	小計	124,589	・	・	125,915	・	・	1,327	101.1
	基金繰入(取崩)金	560	・	・	641	・	・	81	114.4
	(前年度からの)繰越金	2,016	・	・	2,411	・	・	396	119.6
市町村債	1	・	・	7	・	・	6	560.0	
合計(収入総額)	127,166	・	・	128,975	・	・	1,809	101.4	
支出	単年度支出(經常支出)								
	総務費	2,002	・	・	1,938	・	・	▲64	96.8
	保険給付費	83,382	83,382	-	85,496	85,496	-	2,115	102.5
	後期高齢者支援金	14,256	14,256	-	15,766	15,766	-	1,510	110.6
	前期高齢者納付金	19	19	-	45	45	-	26	233.3
	老人保健拠出金	3,331	3,331	-	777	777	-	▲2,554	23.3
	介護納付金	6,114	-	6,114	5,896	-	5,896	▲218	96.4
	保健事業費	840	840	-	897	897	-	57	106.8
	共同事業拠出金	13,843	13,843	-	14,223	14,223	-	380	102.7
	直診勘定繰出金	42	42	-	50	50	-	8	119.5
	その他	667	・	・	766	・	・	99	114.8
	小計	124,496	・	・	125,854	・	・	1,359	101.1
	基金積立金	229	・	・	366	・	・	138	160.2
	前年度繰上充用(欠損補填)金	1,714	・	・	1,833	・	・	119	106.9
公債費	13	・	・	16	・	・	4	129.3	
合計(支出総額)	126,451	・	・	128,070	・	・	1,619	101.3	
単年度収支差引額(經常収支) (A)	93			61			▲32		
収支差引合計額(収入総額-支出総額)	715			905			190		
国庫支出金精算額等 (B)	109			▲162			▲271		
精算後単年度収支差引額 (A)+(B)	202			▲101			▲303		
決算補てん等のための一般会計繰入金 (C)	2,585			2,532			▲53		
決算補てん等のための一般会計繰入金を除いた場合の精算後単年度収支差引額 (A)+(B)-(C)	▲2,383			▲2,633			▲250		
基金積立金等	3,365			3,237			▲128		

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成20年度の精算は平成22年度に、平成21年度の精算は平成23年度にそれぞれ行われる。

(注3) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差(經常収支差)に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、国庫支出金精算額及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注4) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫支出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。ただし、純資産は以下のように計算している。り、平成20年度においては、貸付金等その他の資産及び他の負債は含まれていない。

$$\text{* 純資産} = (\text{基金等保有額} + \text{次年度への繰越金} + \text{貸付金等} + \text{その他の資産}) - (\text{繰上充用金(当年度赤字額)} + \text{当年度末市町村債残高} + \text{その他の負債})$$

(注5) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成21年度で72億円となる。

(注6) 一般会計繰入金(法定外)については、①決算補てん等目的分と②それ以外分(表1-2)に分類される。①は主に、事後的な決算の補てん、地方独自の保険料の負担緩和等に充てることを目的とし、②は主に保健事業や事務費への充てん目的となっている。東京都の特別区に係る一般会計繰入金(法定外)については、従来、特別区財政調整交付金として全額②の「その他」の項目に分類されて報告されてきたが、平成21年度分については、より詳細な分類がなされており、項目別に分類すると①が612億円、②が173億円で合計785億円となる。この分類を用いた場合、①は全体で3,144億円となり、決算補てん等のための一般会計繰入金を除いた精算後単年度収支差引額は、▲3,245億円となる。

表1-2

一般会計繰入金（法定外）の内訳

項目	保険料(税)の負担緩和を図るため	保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独の保険料(税)の軽減額に充てるため	単年度の決算補填のため	累積赤字補填のため	地方独自の事業の医療給付費波及増等に充てる	任意給付費に充てるため	医療費の増加	後期高齢者支援金	公債費、借入金利息	高額療養費貸付金	決算補てん等目的分計
金額	822	153	49	817	105	260	19	278	28	1	0	2,532
割合	22.9%	4.3%	1.4%	22.7%	2.9%	7.2%	0.5%	7.7%	0.8%	0.0%	0.0%	70.5%

項目	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金)等	基金積立	返済金	その他	決算補てん等以外の目的分計	一般会計繰入金(法定外)計
金額	86	5	0	14	4	950	1,060	3,592
割合	2.4%	0.1%	0.0%	0.4%	0.1%	26.5%	29.5%	100.0%

(注) その他には事務費への充当等のほか、東京都財政調整交付金(785億円)が含まれている。

(出所) 国民健康保険課調べ

- (5) 単年度収支差(経常収支差)でみた場合の赤字保険者の全体に占める割合は53.2%(1723保険者中916保険者)で、前年度から7.8%ポイント(104保険者)増加したが、赤字額では、赤字保険者の合計で968億円となり、前年度から56億円減少した。

表2 単年度収支差(経常収支差)黒字・赤字保険者の状況(市町村)

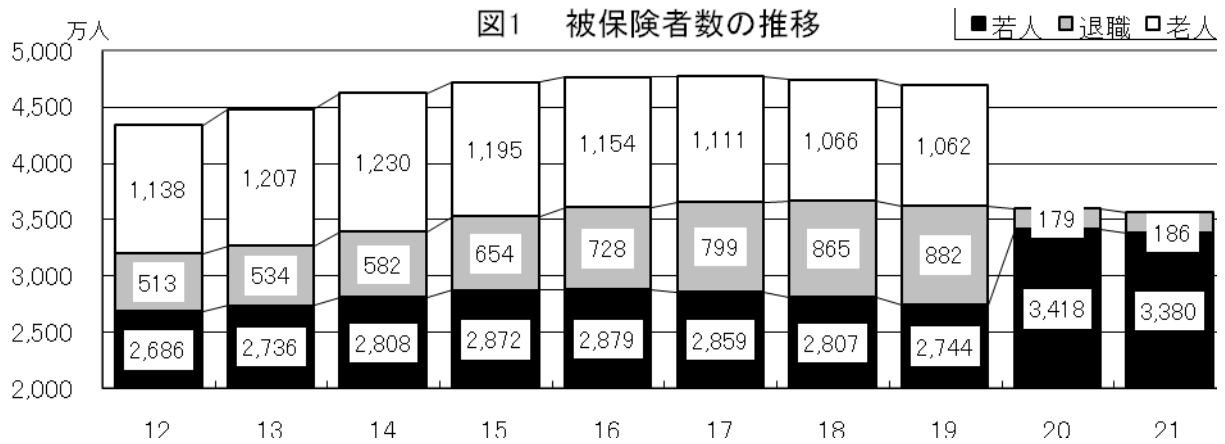
年度	保険者総数	単年度収支差引額	黒字保険者			赤字保険者			赤字保険者の内訳			
			保険者数	割合	黒字額	保険者数	割合	赤字額	新規赤字保険者		継続赤字保険者	
平成	保険者	億円	保険者	%	億円	保険者	%	億円	保険者	億円	保険者	億円
17	1,835	▲683	666	36.3	511	1,169	63.7	▲1,194	488	▲486	681	▲708
18	1,818	▲72	868	47.7	761	950	52.3	▲833	280	▲287	670	▲546
19	1,804	▲1,290	521	28.9	327	1,283	71.1	▲1,616	576	▲715	707	▲901
20	1,788	93	976	54.6	1,116	812	45.4	▲1,024	222	▲172	590	▲851
21	1,723	61	807	46.8	1,029	916	53.2	▲968	457	▲371	459	▲597

注1) 単年度収支差引額(経常収支差)は、医療給付分と介護分を合わせたもの。

注2) 割合は、保険者総数に対する割合である。

2. 被保険者数

被保険者数については、退職被保険者等(図1の退職)は対前年比で7万人増加して186万人となったが、その他の者(図1の若人)は3,418万人から3,380万人に減少し、合計では、前年度より31万人減少して3,566万人となっている。

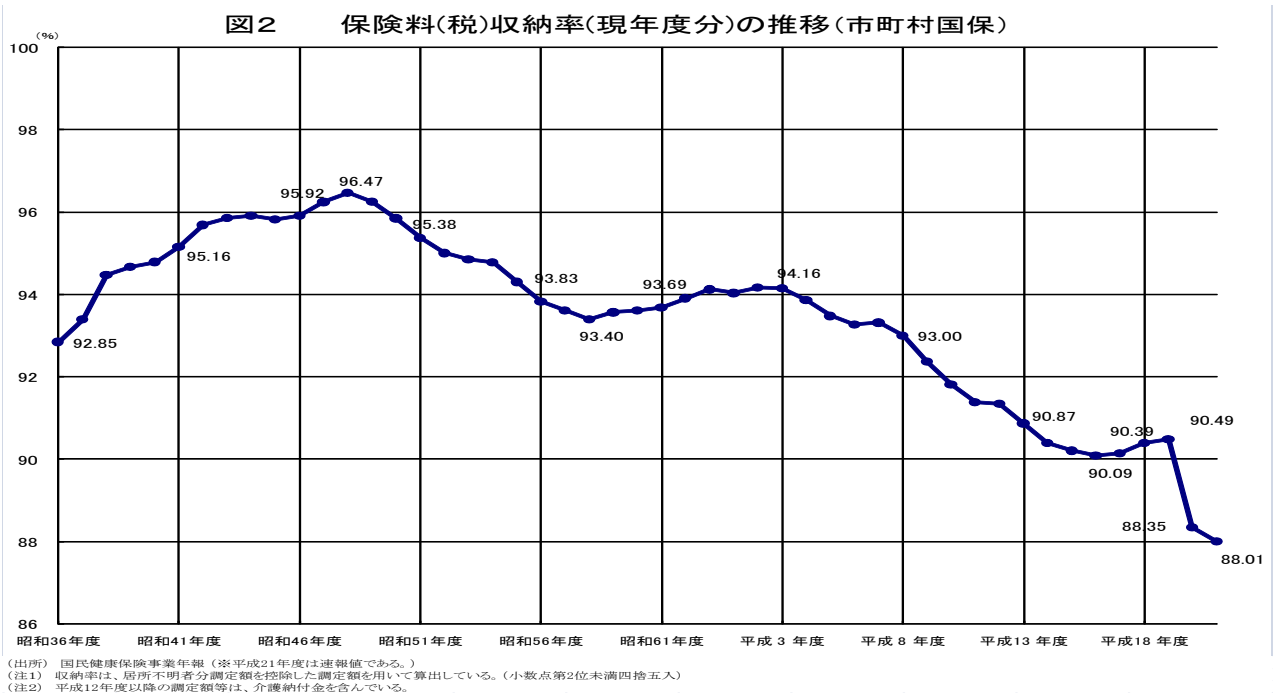


注)被保険者数は年度末現在である。

3. 保険料(税)の収納状況

(1) 保険料(税)の収納率(現年度分)は、全国平均で前年度より0.34%ポイント低下し88.01%となり、国民皆保険になって以降の最低を更新した。

収納率の低下の要因としては、平成20年度以降の景気悪化の影響があるものと考えられる。(図2)



(2) 収納率を保険者規模別にみると、被保険者数が10万人以上の市が前年度より0.07%ポイント増の85.56%と上昇したものの、その他の市部においては、0.08~0.82%ポイントの減となったため、市部平均では、0.33%ポイント減の87.58%となった。また、町村部では、0.20%ポイント減の91.88%となった。(表3図3)

表3 保険者規模別保険料(税)収納率(市町村)

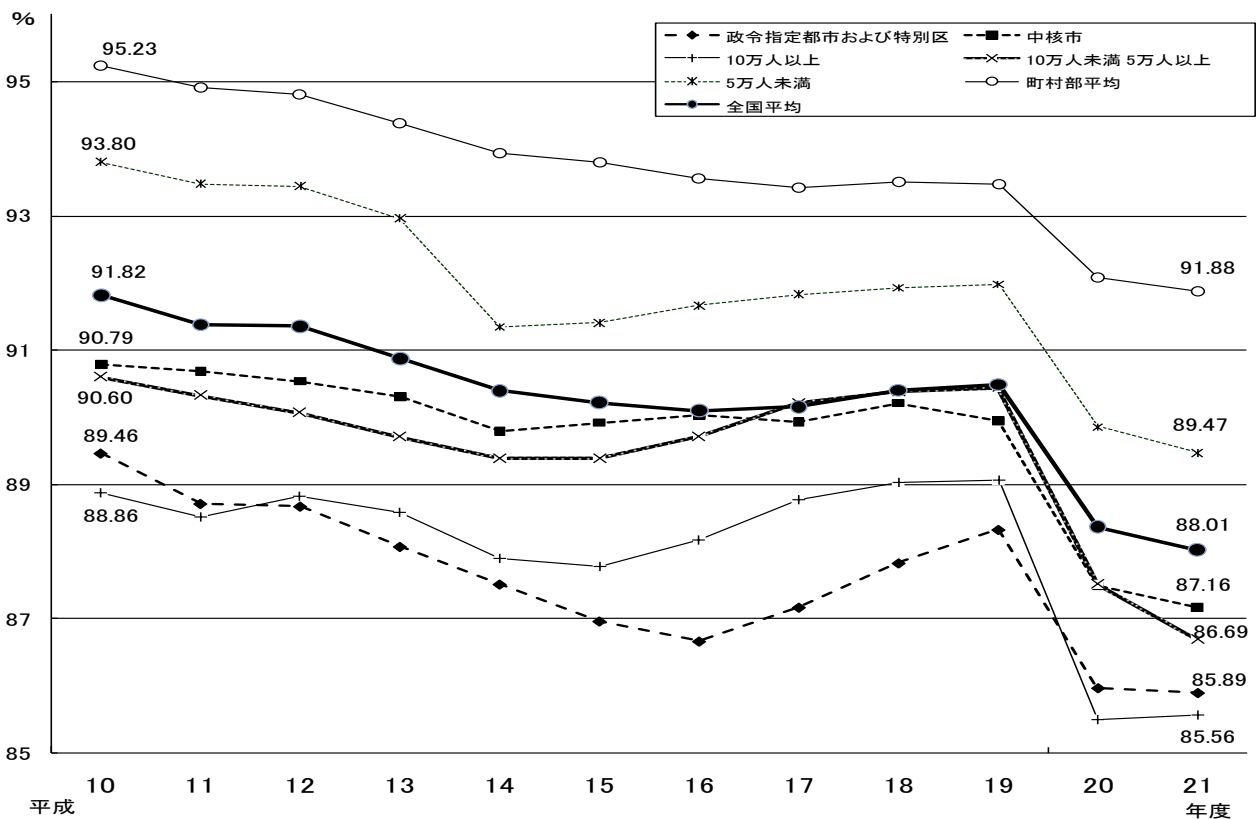
年度	全国平均		市部平均		政令都市及び特別区		中核市		10万人以上		5万人以上10万人未満		5万人未満		町村部平均	
	%	増減率	%	増減率	%	増減率	%	増減率	%	増減率	%	増減率	%	増減率	%	増減率
		%		%		%		%		%		%		%		%
平成17	90.15	0.06	89.74	0.35	87.17	0.50	89.93	▲0.10	88.77	0.61	90.21	0.50	91.83	0.17	93.42	▲0.13
18	90.39	0.24	90.02	0.28	87.82	0.66	90.21	0.28	89.01	0.25	90.39	0.18	91.92	0.10	93.51	0.09
19	90.49	0.09	90.13	0.11	88.32	0.50	89.94	▲0.27	89.05	0.04	90.44	0.05	91.98	0.05	93.47	▲0.04
20	88.35	▲2.13	87.91	▲2.22	85.97	▲2.36	87.48	▲2.47	85.49	▲3.56	87.51	▲2.93	89.85	▲2.12	92.08	▲1.39
21	88.01	▲0.34	87.58	▲0.33	85.89	▲0.08	87.16	▲0.32	85.56	0.07	86.69	▲0.82	89.47	▲0.38	91.88	▲0.20

注1) 市部内訳における保険者規模は、年度平均の被保険者数による。

注2) 広域連合及び事務組合については、設立母体に市が存在する場合は市部、それ以外は町村部とし分類している。

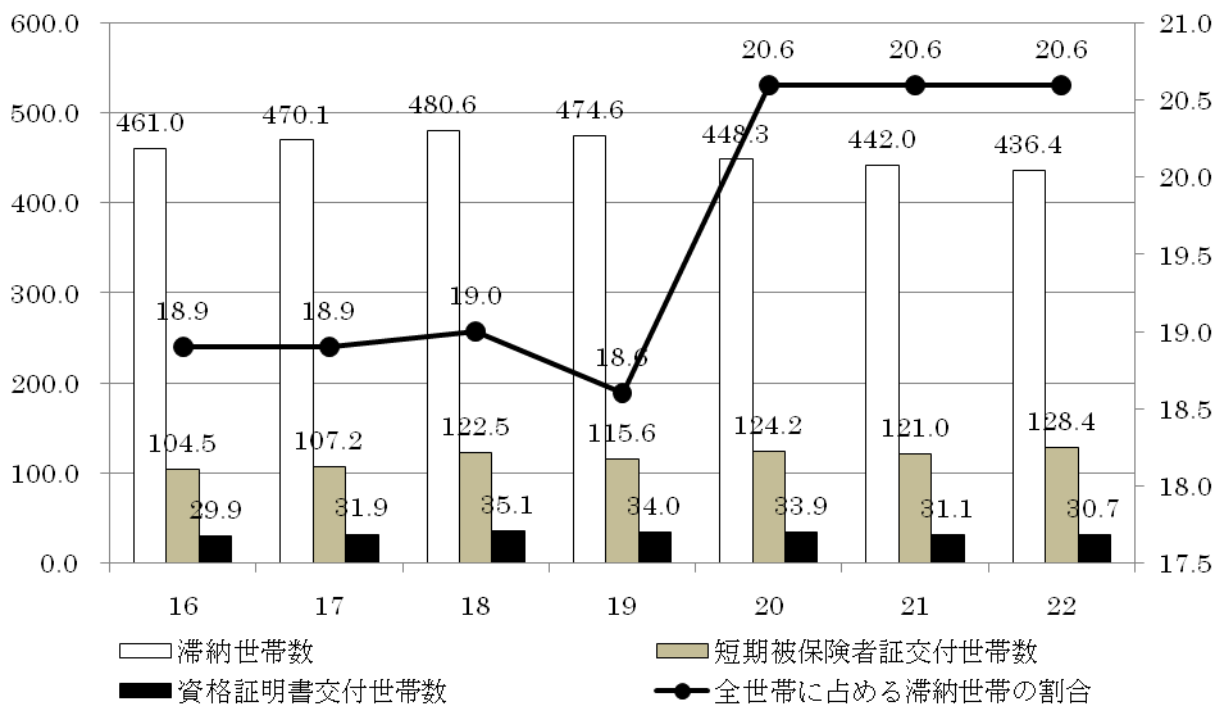
注3) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

図3 保険者規模別保険料(税)収納率の推移(市町村国保)



(3) 平成22年6月1日現在における保険料(税)に一部でも滞納がある世帯数については、前年より5.6万世帯減少して436.4万世帯となったものの、市町村国保の全世帯に占める滞納世帯の割合については、分母となる全世帯数が、平成21年の2,144.6万世帯から平成22年の2,113.7万世帯へと30.9万世帯減少したため、前年と同じ、20.6%となった。なお、短期被保険者証交付世帯は、128.4万世帯、資格証明書交付世帯は、30.7万世帯であった。(図4)

(万世帯) 図4 保険料(税)の滞納世帯数等の推移 (%)



(出所) 保険局国民健康保険課調べ
 注1) 各年6月1日現在の状況。
 注2) 平成22年は速報値。

(1) 世帯数・被保険者数の推移(市町村)

(各年度末現在)

	世帯数		被保険者数 (A+C)		一般被保険者 (A)						退職被保険者等 (C)	
					老人医療受給対象者(B)		左記以外のもの(A-B)					
	世帯数	対前年度比	人数	対前年度比	人数	対前年度比	人数	対前年度比	人数	対前年度比	人数	対前年度比
	万世帯	%	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%	万人	%
17	2,530	101.63	4,769	100.18	3,970	98.44	1,111	96.29	2,859	99.30	799	109.81
18	2,551	100.81	4,738	99.34	3,873	97.57	1,066	95.97	2,807	98.19	865	108.16
19	2,558	100.28	4,688	98.95	3,806	98.26	1,062	99.60	2,744	97.76	882	102.02
20	2,033	79.47	3,597	76.73	3,418	89.81	-	-	3,418	124.55	179	20.27
21	2,033	100.01	3,566	99.15	3,380	98.88	-	-	3,380	98.88	186	104.27

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 保険者数、世帯数及び被保険者数は年度末現在である。

(注2) 平成21年度は速報値である。

(2) 1世帯・1人当たり保険料(税)調定額及び保険料(税)収納状況の推移(市町村)

年度	保険料(税)調定額(現年度分)				保険料(税)収納状況(現年度分)							
	1世帯当たり		1人当たり		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納 欠損額	未収額	居所不明 者分調定 額(再掲)	収納率	増減率
	金額	対前年度比	金額	対前年度比								
	円		円		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
17	152,659	1.006	80,352	1.018	38,407	34,598	22	2	3,807	28	90.09	▲ 0.12
18	154,524	1.012	82,580	1.028	39,391	35,583	21	2	3,806	26	90.39	0.06
19	155,664	1.007	84,367	1.022	39,876	36,060	22	2	3,815	25	90.49	0.09
20	157,695	1.013	90,614	1.074	32,802	28,962	24	2	3,839	24	88.35	▲ 2.13
21	160,102	1.015	90,903	1.003	32,756	28,810	23	4	3,942	22	88.01	▲ 0.34

(注1) 1世帯当たり・1人当たり保険料(税)調定額については、介護分及び後期高齢者支援金を含んだ年額である。

(注2) 保険料(税)収納状況については、介護分及び後期高齢者支援金分を含んだ合計額である。

(注3) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

(3) 所得の推移(市町村)

年度	課税標準額			
	1世帯当たり		1人当たり	
	金額	対前年度比	金額	対前年度比
	万円		万円	
17	139.8	1.028	74.6	1.042
18	138.0	0.987	74.7	1.002
19	138.1	1.001	75.7	1.013
20	138.9	1.006	79.0	1.043
21	129.3	0.931	74.4	0.942

(注1) 「国民健康保険実態調査」(世帯票)によるものであり、所得不詳を除いて集計している。

(注2) 課税標準額は、所得総額から基礎控除及び譲渡所得に係る特別控除を除いた金額であり、前年度分のものである。

(注3) 平成21年度は速報値である。

(4) 1人当たり保険給付費の推移(市町村)

年度	金額	対前年度費
	円	
17	203,568	1.070
18	210,755	1.035
19	225,953	1.072
20	229,607	1.016
21	236,494	1.030

(注) 1人当たり保険給付費は療養給付費、療養費、高額療養費及びその他の保険給付費の合計から算出している。

保険料(税)収納率(現年度分)の推移(市町村国保)

	収納率	対前年度 増▲減率
	%	%
昭和36年度(1961)	92.85	—
昭和37年度(1962)	93.40	0.55
昭和38年度(1963)	94.48	1.08
昭和39年度(1964)	94.67	0.19
昭和40年度(1965)	94.79	0.12
昭和41年度(1966)	95.16	0.37
昭和42年度(1967)	95.69	0.53
昭和43年度(1968)	95.86	0.17
昭和44年度(1969)	95.92	0.06
昭和45年度(1970)	95.82	▲0.10
昭和46年度(1971)	95.92	0.10
昭和47年度(1972)	96.25	0.33
昭和48年度(1973)	96.47	0.22
昭和49年度(1974)	96.26	▲0.21
昭和50年度(1975)	95.85	▲0.41
昭和51年度(1976)	95.38	▲0.47
昭和52年度(1977)	95.01	▲0.37
昭和53年度(1978)	94.85	▲0.16
昭和54年度(1979)	94.78	▲0.07
昭和55年度(1980)	94.31	▲0.47
昭和56年度(1981)	93.83	▲0.48
昭和57年度(1982)	93.62	▲0.21
昭和58年度(1983)	93.40	▲0.22
昭和59年度(1984)	93.57	0.17
昭和60年度(1985)	93.62	0.05

	収納率	対前年度 増▲減率
	%	%
昭和61年度(1986)	93.69	0.07
昭和62年度(1987)	93.91	0.22
昭和63年度(1988)	94.13	0.22
平成元年度(1989)	94.04	▲0.09
平成2年度(1990)	94.17	0.13
平成3年度(1991)	94.16	▲0.01
平成4年度(1992)	93.87	▲0.29
平成5年度(1993)	93.48	▲0.39
平成6年度(1994)	93.27	▲0.21
平成7年度(1995)	93.32	0.05
平成8年度(1996)	93.00	▲0.32
平成9年度(1997)	92.38	▲0.62
平成10年度(1998)	91.82	▲0.56
平成11年度(1999)	91.38	▲0.44
平成12年度(2000)	91.35	▲0.04
平成13年度(2001)	90.87	▲0.47
平成14年度(2002)	90.39	▲0.48
平成15年度(2003)	90.21	▲0.18
平成16年度(2004)	90.09	▲0.12
平成17年度(2005)	90.15	0.06
平成18年度(2006)	90.39	0.24
平成19年度(2007)	90.49	0.09
平成20年度(2008)	88.35	▲2.13
平成21年度(2009)	88.01	▲0.34

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

(注2) 平成12年度以降の調定額等には介護納付金を含み、平成20年度以降は後期高齢者支援金を含んでいる。

(注3) 平成21年度は速報値である。

保険料(税)収納率の状況【都道府県別】(市町村国保)

		平成20年度		平成21年度		対前年度	
		%	順位	【速報値】 %	順位	増▲減率	順位
1	北海道	88.32	37	88.95	32	0.64	1
2	青森県	88.22	38	87.59	38	▲0.63	37
3	岩手県	91.00	16	90.69	15	▲0.31	16
4	宮城県	86.75	42	86.44	42	▲0.31	17
5	秋田県	90.15	25	89.62	25	▲0.53	34
6	山形県	90.95	17	90.69	16	▲0.26	11
7	福島県	87.88	39	87.16	39	▲0.71	42
8	茨城県	87.32	40	86.60	41	▲0.72	43
9	栃木県	85.14	46	84.77	46	▲0.37	24
10	群馬県	88.47	36	88.00	37	▲0.47	30
11	埼玉県	86.34	43	85.91	43	▲0.43	27
12	千葉県	86.31	44	85.52	45	▲0.79	45
13	東京都	84.26	47	83.93	47	▲0.32	18
14	神奈川県	87.29	41	87.02	40	▲0.27	12
15	新潟県	92.22	4	92.00	4	▲0.22	10
16	富山県	93.76	2	93.37	2	▲0.39	26
17	石川県	91.12	14	90.59	17	▲0.53	33
18	福井県	91.14	13	90.51	18	▲0.63	38
19	山梨県	88.64	34	88.07	36	▲0.57	36
20	長野県	92.08	5	91.38	9	▲0.70	40
21	岐阜県	91.66	10	90.95	12	▲0.71	41
22	静岡県	89.30	32	88.31	35	▲0.99	47
23	愛知県	90.51	21	89.79	23	▲0.72	44
24	三重県	89.19	33	88.82	33	▲0.36	23
25	滋賀県	91.71	8	91.29	10	▲0.43	28
26	京都府	91.66	9	91.38	8	▲0.28	15
27	大阪府	85.49	45	85.80	44	0.31	2
28	兵庫県	89.94	28	89.57	26	▲0.37	25
29	奈良県	90.17	24	90.05	21	▲0.11	7
30	和歌山県	91.53	11	91.40	7	▲0.13	8
31	鳥取県	90.13	26	89.78	24	▲0.35	22
32	島根県	94.19	1	94.17	1	▲0.02	5
33	岡山県	88.52	35	88.64	34	0.12	3
34	広島県	89.57	30	89.09	31	▲0.48	31
35	山口県	90.77	20	90.31	19	▲0.45	29
36	徳島県	90.34	22	89.47	29	▲0.88	46
37	香川県	92.07	6	91.59	6	▲0.48	32
38	愛媛県	92.45	3	92.10	3	▲0.35	21
39	高知県	90.91	18	90.92	13	0.01	4
40	福岡県	90.11	27	89.93	22	▲0.18	9
41	佐賀県	91.84	7	91.73	5	▲0.11	6
42	長崎県	91.10	15	90.77	14	▲0.33	19
43	熊本県	89.80	29	89.47	28	▲0.33	20
44	大分県	89.40	31	89.12	30	▲0.27	14
45	宮崎県	90.80	19	90.25	20	▲0.55	35
46	鹿児島県	90.22	23	89.55	27	▲0.67	39
47	沖縄県	91.27	12	91.00	11	▲0.27	13
全国		88.35	—	88.01	—	▲0.34	—

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(※小数点第2位未満四捨五入)

政令指定都市及び特別区(東京23区)の保険料(税)収納率(市町村国保)

	保険者	平成20年度		平成21年度 【速報値】		対前年度 増▲減率	
		%	順位	%	順位	%	順位
1	札幌市	85.86	15	87.13	10	1.28	1
2	仙台市	84.17	22	83.79	23	▲ 0.38	27
3	さいたま市	84.90	19	84.60	20	▲ 0.30	23
4	千葉市	86.27	13	85.52	16	▲ 0.75	34
	特別区(東京23区)	82.49	-	82.20	-	▲ 0.29	-
5	千代田区	87.84	9	88.31	7	0.47	7
6	中央区	83.51	26	82.60	28	▲ 0.91	37
7	港区	80.82	37	80.49	40	▲ 0.33	24
8	新宿区	78.74	42	78.61	42	▲ 0.13	18
9	文京区	85.45	17	85.60	15	0.15	10
10	台東区	82.79	30	81.40	33	▲ 1.39	41
11	墨田区	81.40	34	80.72	39	▲ 0.68	30
12	江東区	83.30	27	82.16	31	▲ 1.14	39
13	品川区	83.70	24	83.46	24	▲ 0.24	22
14	目黒区	84.87	20	84.53	21	▲ 0.34	25
15	大田区	82.90	29	82.21	30	▲ 0.69	31
16	世田谷区	82.49	32	82.68	27	0.19	9
17	渋谷区	79.39	41	80.20	41	0.82	5
18	中野区	81.29	35	80.88	37	▲ 0.41	28
19	杉並区	83.60	25	82.86	26	▲ 0.74	33
20	豊島区	82.61	31	82.49	29	▲ 0.12	17
21	北区	80.18	40	81.27	34	1.09	3
22	荒川区	81.98	33	81.90	32	▲ 0.07	15
23	板橋区	80.69	39	81.23	35	0.54	6
24	練馬区	84.13	23	83.36	25	▲ 0.78	35
25	足立区	81.22	36	81.04	36	▲ 0.18	20
26	葛飾区	80.81	38	80.82	38	0.00	13
27	江戸川区	85.86	15	84.78	19	▲ 1.08	38
28	横浜市	87.31	11	87.33	9	0.03	12
29	川崎市	85.02	18	85.49	17	0.46	8
30	相模原市	87.56	10	86.25	12	▲ 1.31	40
31	新潟市	89.83	5	89.69	5	▲ 0.14	19
32	静岡市	88.58	7	87.78	8	▲ 0.80	36
33	浜松市	88.54	8	86.79	11	▲ 1.75	42
34	名古屋市	92.16	1	91.44	2	▲ 0.72	32
35	京都市	90.86	3	90.66	4	▲ 0.20	21
36	大阪市	83.18	28	84.30	22	1.13	2
37	堺市	88.73	6	88.65	6	▲ 0.09	16
38	神戸市	90.84	4	90.79	3	▲ 0.05	14
39	岡山市	84.44	21	85.37	18	0.93	4
40	広島市	86.51	12	86.16	13	▲ 0.35	26
41	北九州市	91.97	2	91.50	1	▲ 0.47	29
42	福岡市	86.01	14	86.16	13	0.14	11
平均	政令指定都市及び特別区	85.97	-	85.89	-	▲ 0.08	-
	全 国	88.35	-	88.01	-	▲ 0.34	-

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

(特別区(東京23区)及び全国等の平均は小数点第2位未満四捨五入、保険者は小数点第2位未満切捨て。)

(注2) 平成21年度の収納率は速報値である。

(1) 保険料(税)収納率の増減別保険者数(市町村)

年度	上昇	低下	変化なし	その他(合併新設)	合計
平成 19	900 (49.9%)	887 (49.2%)	16 (0.9%)	1 (0.1%)	1,804 (100%)
20	158 (8.8%)	1,615 (90.3%)	15 (0.8%)	0 (0.0%)	1,788 (100%)
21	592 (34.4%)	1,114 (64.7%)	15 (0.9%)	2 (0.1%)	1,723 (100%)

(注) ()内は、合計(保険者総数)に対する割合である。

(2) 保険料(税)収納率別の保険者数(市町村)

年度	85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 92%未満	92%以上 94%未満	94%以上 96%未満	96%以上 98%未満	98%以上 100%未満	100%	合計
平成 19	29 (1.6%)	260 (14.4%)	245 (13.6%)	427 (23.7%)	473 (26.2%)	265 (14.7%)	89 (4.9%)	16 (0.9%)	1,818 (100%)
20	95 (5.3%)	396 (22.1%)	345 (19.3%)	408 (22.8%)	316 (17.7%)	155 (8.7%)	54 (3.0%)	19 (1.1%)	1,788 (100%)
21	107 (6.2%)	443 (25.7%)	310 (18.0%)	362 (21.0%)	283 (16.4%)	147 (8.5%)	54 (3.2%)	17 (1.0%)	1,723 (100%)

(注) ()内は、合計(保険者総数)に対する割合である。

滞納世帯数等の推移（速報値）

（参考6）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全世帯数 (A)	23,713,339	24,436,613	24,897,226	25,302,112	25,508,246	21,717,837	21,446,473	21,136,752
滞納世帯数 (B)	4,546,714	4,610,082	4,701,410	4,805,582	4,746,032	4,483,271	4,419,923	4,364,282
割合 (B/A)	19.2%	18.9%	18.9%	19.0%	18.6%	20.6%	20.6%	20.6%
短期被保険者証 交付世帯数 (C)	945,824	1,045,438	1,072,449	1,224,849	1,156,381	1,241,809	1,210,437	1,283,651
割合 (C/A)	4.0%	4.3%	4.3%	4.8%	4.5%	5.7%	5.6%	6.1%
被保険者資格証明書 交付世帯数 (D)	258,332	298,507	319,326	351,270	340,285	338,850	310,860	306,584
割合 (D/A)	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.6%	1.4%	1.5%

（出所）厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

（注1）各年6月1日現在の状況。

（注2）全世帯数は平成19年までは各年3月31日現在（国民健康保険事業年報より）、平成20年以降は6月1日現在の状況である。

（注3）平成19年以降の滞納世帯数は、6月1日現在で国民健康保険の資格を有する世帯として統一したところであり、18年までとの比較には注意を要する。

（注4）全世帯数のうち東京都の世帯数は、各年3月31日現在の世帯数に過去1年間に資格喪失した世帯数を加えたもの。このため、20年、21年の世帯数には平成20年4月2日付で国保の資格喪失をして後期高齢者医療制度に移行した世帯が含まれている。また、滞納世帯数は、各年5月31日現在の滞納世帯数に前年4月2日以降に資格喪失した滞納世帯を加えたもの。このため、20年の滞納世帯数には後期高齢者医療制度に移行した世帯が含まれている。

（注5）平成22年は速報値。

都道府県別滞納世帯数等(速報値)

(参考7)

(平成22年6月1日現在)

		滞納世帯数			短期被保険者証		資格証明書	
		全世帯数	滞納世帯数	割合	交付世帯	割合	交付世帯	割合
		A						
		世帯	世帯	%	世帯	%	世帯	%
1	北海道	896,264	166,546	18.6	73,752	8.2	14,332	1.6
2	青森県	252,780	53,254	21.1	15,522	6.1	3,289	1.3
3	岩手県	213,116	30,277	14.2	14,204	6.7	1,149	0.5
4	宮城県	352,092	84,929	24.1	21,516	6.1	3,224	0.9
5	秋田県	171,574	33,963	19.8	9,845	5.7	1,995	1.2
6	山形県	169,587	28,195	16.6	7,844	4.6	944	0.6
7	福島県	309,054	68,834	22.3	15,449	5.0	5,497	1.8
8	茨城県	492,040	95,407	19.4	51,855	10.5	7,681	1.6
9	栃木県	327,783	77,522	23.7	17,732	5.4	13,027	4.0
10	群馬県	329,855	55,402	16.8	19,142	5.8	9,691	2.9
11	埼玉県	1,218,741	287,867	23.6	33,320	2.7	2,864	0.2
12	千葉県	1,056,211	253,145	24.0	85,095	8.1	20,741	2.0
13	東京都	2,879,128	658,684	22.9	144,386	5.0	23,578	0.8
14	神奈川県	1,442,909	332,776	23.1	78,603	5.4	43,202	3.0
15	新潟県	342,703	59,296	17.3	12,710	3.7	2,631	0.8
16	富山県	150,589	19,483	12.9	4,825	3.2	2,614	1.7
17	石川県	167,408	28,813	17.2	8,762	5.2	1,245	0.7
18	福井県	109,322	15,237	13.9	5,530	5.1	2,284	2.1
19	山梨県	143,043	28,627	20.0	12,062	8.4	2,197	1.5
20	長野県	323,452	54,631	16.9	14,201	4.4	539	0.2
21	岐阜県	321,275	48,648	15.1	17,779	5.5	5,259	1.6
22	静岡県	604,541	98,543	16.3	33,852	5.6	7,336	1.2
23	愛知県	1,095,078	233,883	21.4	53,281	4.9	5,090	0.5
24	三重県	283,451	67,080	23.7	11,562	4.1	7,428	2.6
25	滋賀県	185,740	31,649	17.0	11,076	6.0	1,148	0.6
26	京都府	398,151	84,836	21.3	27,170	6.8	5,132	1.3
27	大阪府	1,502,395	373,528	24.9	108,110	7.2	27,484	1.8
28	兵庫県	857,237	169,300	19.7	45,236	5.3	8,416	1.0
29	奈良県	211,048	41,202	19.5	10,690	5.1	917	0.4
30	和歌山県	180,662	30,261	16.8	11,231	6.2	4,507	2.5
31	鳥取県	89,576	14,839	16.6	6,938	7.7	1,615	1.8
32	島根県	103,236	10,952	10.6	4,036	3.9	922	0.9
33	岡山県	282,836	59,877	21.2	11,633	4.1	3,610	1.3
34	広島県	422,205	79,738	18.9	31,944	7.6	3,639	0.9
35	山口県	232,425	37,671	16.2	9,254	4.0	3,099	1.3
36	徳島県	112,514	21,158	18.8	7,705	6.8	1,364	1.2
37	香川県	148,122	21,161	14.3	8,883	6.0	3,060	2.1
38	愛媛県	238,114	35,632	15.0	12,640	5.3	4,898	2.1
39	高知県	133,272	17,690	13.3	11,328	8.5	3,270	2.5
40	福岡県	791,480	142,681	18.0	64,224	8.1	26,201	3.3
41	佐賀県	122,188	23,190	19.0	9,603	7.9	1,460	1.2
42	長崎県	243,055	47,149	19.4	19,975	8.2	2,243	0.9
43	熊本県	301,225	65,027	21.6	30,738	10.2	3,162	1.0
44	大分県	186,292	37,548	20.2	15,988	8.6	4,198	2.3
45	宮崎県	201,612	36,580	18.1	15,627	7.8	3,130	1.6
46	鹿児島県	285,506	51,719	18.1	20,223	7.1	5,176	1.8
47	沖縄県	255,865	49,852	19.5	26,570	10.4	96	0.0
	合計	21,136,752	4,364,282	20.6	1,283,651	6.1	306,584	1.5

(出所) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

(注1) 全世帯数、滞納世帯数、短期被保険者証交付世帯数及び資格証明書交付世帯数は各年6月1日現在である。

(注2) 全世帯数のうち東京都の世帯数は、平成22年3月31日現在の世帯数に過去1年間に資格喪失した世帯数を加えたものであり滞納世帯数は、平成22年5月31日現在の滞納世帯数に平成21年4月2日以降に資格喪失した滞納世帯を加えたもの。

(注3) 数値はいずれも速報値である。

市町村国保の保険料(税)収納率向上に向けた取組

1. 市町村における取組み

(1) 緊急プランの策定

	平成21年3月末現在		平成22年3月末現在	
	保険者数	割合	保険者数	割合
緊急プラン策定保険者	442	24.7%	456	26.2%

(2) 人員の増員等

	平成20年度		平成21年度	
	保険者数	割合	保険者数	割合
① 収納担当職員の増員・応援体制	684	38.2%	706	40.5%
② 収納嘱託員の新規採用・増員	375	20.9%	411	23.6%

(3) 滞納処分実施等

	平成20年度		平成21年度	
	差押数(世帯)	差押金額(億円)	保険者数	割合
① 滞納処分件数	164,268	564	1,474	84.6%
② 長期滞納者の財産調査	1,470	82.1%	1,474	84.6%
③ 預貯金や給与等の差押	1,425	79.6%	1,447	83.0%
④ インターネット公売	454	25.3%	590	33.8%
⑤ 多重債務者支援	255	14.2%	297	17.0%
⑥ マルチペイメント活用の実績	16	0.9%	23	1.3%

2. 都道府県における取組(平成21年度における市町村に対する支援)

① 市町村職員に対する収納対策研修の実施	31都道府県 (青森、宮城、富山、福井、岐阜、静岡、滋賀、奈良、和歌山、島根、岡山、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分を除く)
② 徴収アドバイザー等、徴収専門家の派遣	7都県 (栃木、埼玉、東京、神奈川、長野、岐阜、三重)
③ 市町村徴収部門への都道府県職員の派遣	14県 (秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、滋賀、鳥取、山口、香川、福岡、長崎、宮崎)
④ 収納率が85%未満の市町村への都道府県職員の派遣	6都道府県 (北海道、宮城、茨城、千葉、東京、鹿児島)

(出所)厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

出産育児一時金制度の見直しについて

平成23年2月9日
厚生労働省 保険局

出産育児一時金について

1. 出産育児一時金制度

- 医療保険各法に基づく保険給付(現金給付)として、出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るために支給。
- 支給額は、原則42万円(23年3月までの暫定措置)
 - ※ 支給実績(20年度)約1,127,000件(被用者保険916,000件、国民健康保険210,000件)
 - ※ 支給金額(20年度)約4,000億円(被用者保険3200億円、国民健康保険750億円)
- 費用負担については、原則保険料負担。
 - ※ 市町村国保、国保組合については一部公費負担。
 - ※ 21年10月から23年3月までの暫定措置として支給額を4万円上げたことに伴い、国庫補助を実施(被用者保険・国民健康保険)。

2. 出産育児一時金制度に係る暫定措置(21年10月～23年3月)

- 緊急の少子化対策として、21年10月から23年3月までの暫定措置として、以下を実施。
 - ・支給額の4万円引上げ(原則38万円→原則42万円)
 - ・出産育児一時金を医療機関等へ直接支払う「直接支払制度」の導入
- 直接支払制度については、医療機関等からの申請から支払までに1～2か月程度要することから、資金繰りの問題など、対応が困難な医療機関等については、実施を猶予。また、資金繰りへの支援として、低利融資の条件緩和、支払早期化を実施。
- 支給額の引上げについては、保険者への影響度合いに応じた重点的な補助を実施。
 - ※ 22年度国庫補助額 182億円(被用者保険138億円(児童手当及び子ども手当勘定)、国民健康保険43億円(一般会計))

3. 平成23年度以降の制度の在り方の検討

- 23年度以降の制度の在り方について、社会保障審議会医療保険部会において関係者を参集し議論。これを踏まえ、平成23年4月以降、引き続き、支給額を原則42万円とするとともに、直接支払制度の改善などを行うこととしている。

(医療保険部会開催状況)

・7/14 (制度の概要、現状を説明、フリートーキング)

・9/8 (申請・支給方法について議論)

・10/13 (支給額、財源について議論、これまでの論点整理)

・11/15 (事務局から素案の提示)

・12/2 (23年度以降の制度の在り方の大枠について、合意)

平成23年度以降の出産育児一時金制度の具体的見直しについて(支給額等)

1. 支給額について

○ 出産育児一時金の支給額は、42万円※とする。

※ 在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は、39万円

2. 保険者への支援について

○ 平成23年度については、保険者の負担へ配慮し、経過的に、平成22年度の1/2程度の公的支援を行うこととしている。

3. 今後の支給額の在り方について

○ 出産育児一時金による出産に要すべき費用の経済的負担の軽減を図るには、出産に要する費用のうち、どの範囲まで手当すべきか等について、今後も、必要に応じて議論していく。

平成23年度以降の出産育児一時金制度の具体的見直しについて(申請・支払方法①)

1. 直接支払制度の改善

- 支払のさらなる早期化
 - ・ 診療報酬の支払早期化に伴い、各月25日請求に係る出産育児一時金の支払等を早期化する。
- 手続の簡素化
 - ・ 専用請求書について、申請先となる保険者ごとに、1枚につき妊産婦3名連記となっているものを、1枚につき、1名とする。
 - ・ 記載項目について、見直しを行う。

2. 小規模施設等における受取代理の仕組みの制度化

- 小規模施設等においては、受取代理の実施も可能とする。
 - ・ 対象施設は、①事務的負担が過大となる小規模の施設や、②資金繰りへの影響が大きいと考えられる施設、とする。
 - ・ 年間平均分娩件数が100件以下の診療所、助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所、助産所を目安として、受取代理を実施する施設は、厚生労働省に対して届出を行うものとする。
 - ・ 届出施設においては、①直接支払と受取代理の併用実施、②受取代理の実施のみ、のいずれの対応も可能とする。(ただし、妊婦等が選択する場合は、妊婦等が保険者へ直接申請し、支給を受けることも可能)
 - ・ 受取代理を実施する施設の名称について、届出をもとに、厚生労働省から保険者へ情報提供するものとする。

※ 現在、分娩件数の約9割で、直接支払制度が利用されている。

平成23年度以降の出産育児一時金制度の具体的見直しについて(申請・支払方法②)

3. 直接支払制度等の実施の選択

- 直接支払(又は受取代理)を実施するかどうかは、医療機関等の選択とする。
- 直接支払(又は受取代理)を実施する医療機関等であっても、①直接支払制度(又は受取代理制度)を利用するか、②保険者へ直接請求し、支給を受けるかは、従来どおり、妊婦等の選択とする。

4. 実施状況の把握

- 実施状況を把握の上、必要に応じて見直しを検討する。

5. その他

- 独立行政法人福祉医療機構による低利融資について、引き続き実施する。
- 健康保険法第106条に係る支給調整について、医療機関等、妊婦等の負担軽減のため、保険者間での調整の仕組みを早急に整理する。
- 申請手続等の所要の整備を行う。

平成23年度以降の出産育児一時金制度の具体的見直しについて(申請・支払方法③)

病院

診療所・助産所

◇直接支払制度を改善

- ①支払のさらなる早期化
- ②手続の簡素化

事務負担、資金繰りへの影響が大きい施設

- 受取代理の実施も可能。(直接支払との併用実施も可能)

直接支払等非対応医療機関等

- 直接支払(又は受取代理)を実施するかどうかは、医療機関等の選択。

(参考1)

○ 分娩件数/月別の診療所の割合・当該診療所における分娩件数計の全体の分娩数に占める割合

件数/月	~5	~10	~15	~20	~25	~30	~35	~40	~45	~50
施設数	15.5%	23.8%	33.3%	43.2%	53.5%	63.7%	71.0%	77.0%	82.7%	86.4%
分娩数	0.4%	1.6%	3.7%	6.8%	11.0%	15.9%	20.1%	24.0%	28.2%	31.2%

※厚生労働省「医療施設調査」(平成20年)より、保険局において集計。分娩数は、平成20年9月におけるもの。

(参考2)

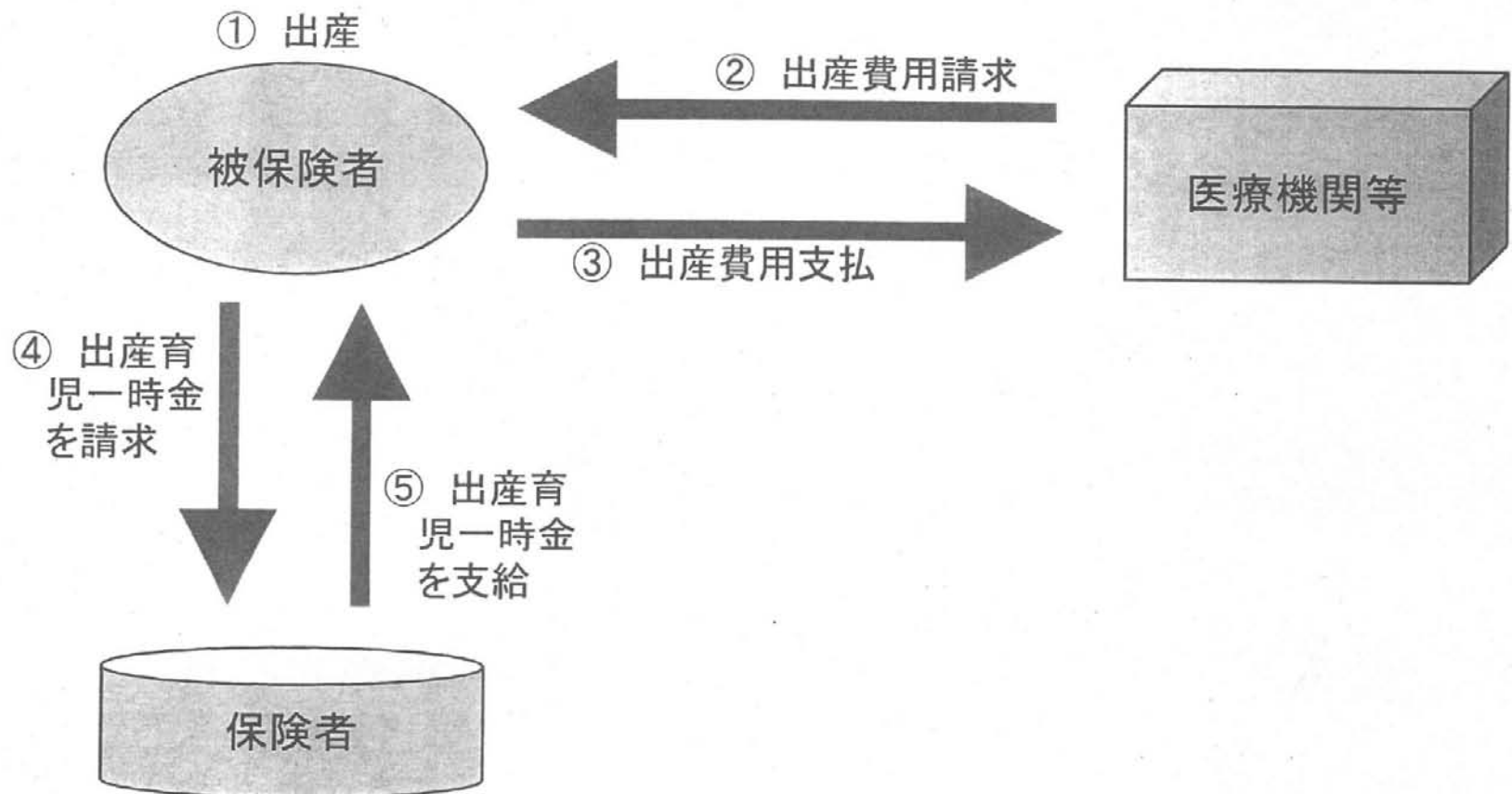
○ 産婦人科診療所における医業収益に占めるその他の診療収益の割合別の診療所の割合

医業収益に占めるその他の診療収益の割合	40%~	50%~	60%~	70%~
診療所の割合	40%	30%	14%	12%

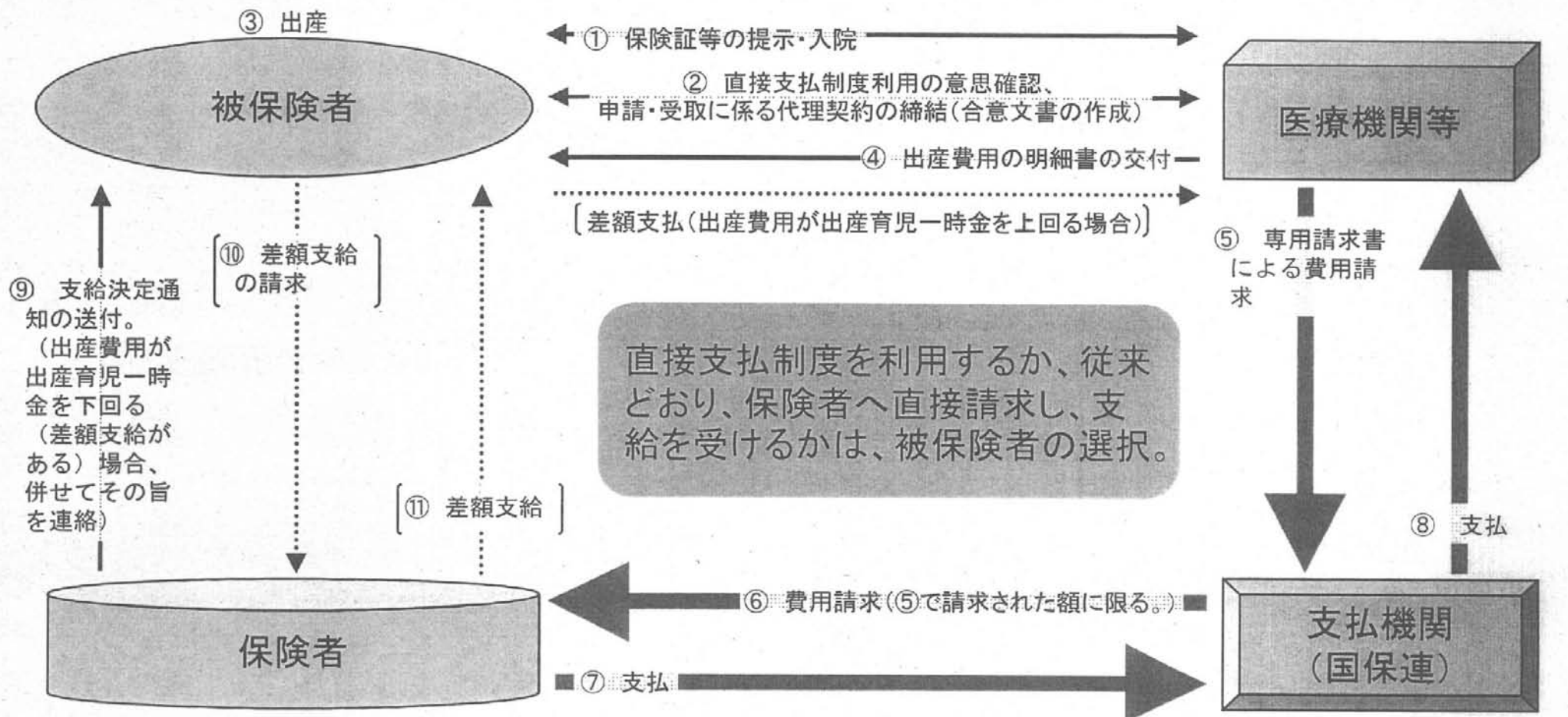
※厚生労働省「医療経済実態調査」(平成21年6月)をもとに、保険局において集計。

(参考資料)

出産から出産育児一時金の支給まで

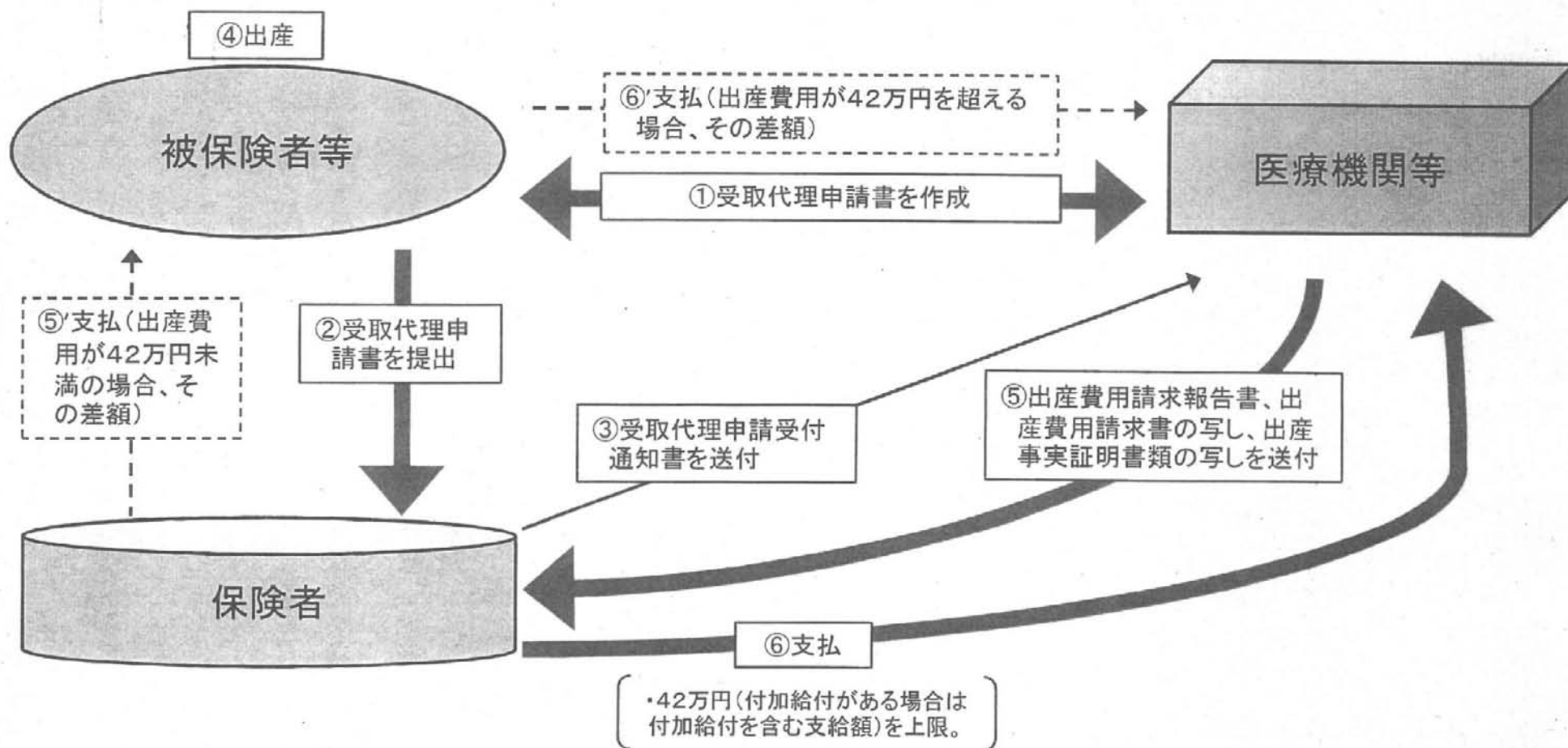


出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

出産育児一時金等の受取代理制度について



※対象者: 被保険者等又はその被扶養者等が出産予定日まで2か月以内の者。

※対象医療機関等: 年間分娩件数100件以下の診療所、助産所や正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所、助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等は、厚生労働省に届出。

※「42万円」とあるのは、妊娠22週未満での出産や、産科医療補償制度に未加入の医療機関等における出産の場合は、「39万円」となる。